

第 12 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成26年3月11日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 12 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成26年3月11日（火曜日）

午前10時1分開議  
午前11時27分休憩  
午前11時37分開議  
午前11時59分休憩  
午後0時59分開議  
午後2時8分休憩  
午後2時18分開議  
午後3時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 平成26年度熊本県一般会計予算

議案第44号 平成26年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第51号 平成26年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第55号 平成26年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第61号 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第64号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 熊本県手数料条例の一部を改

正する条例の制定について

議案第67号 消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第68号 公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第97号 包括外部監査契約の締結について

請第43号 「憲法改定手続きを無視した政府の『解釈改憲』による『集団的自衛権行使』の計画の中止を求める意見書」の国への提出を求める請願

請第44号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県における条例等の制定指針の概要について

②いじめ防止対策について

③「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の策定について

④市町村合併の検証について

⑤くまもと移住定住促進戦略（案）について

- ⑥熊本県立劇場運営方針（案）について
  - ⑦「ふるさと五木村づくり計画基本計画」  
の見直しについて
  - ⑧天草エアラインの状況報告について
- 委員会提出議案  
国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

出席委員（8人）

- 委員長 山口 ゆたか
- 副委員長 橋口 海平
- 委員 鬼海洋 一
- 委員 岩下 栄一
- 委員 大西 一史
- 委員 氷室 雄一郎
- 委員 溝口 幸治
- 委員 高木 健次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

- 公室長 田嶋 徹
- 危機管理監 五嶋 道也
- 首席審議員兼秘書課長 山口 達人
- 首席審議員兼広報課長 坂本 浩
- 危機管理防災課長 岡田 浩
- 知事公室付政策調整監 白石 伸一

総務部

- 部長 岡村 範明
- 理事兼県中央広域本部長兼  
市町村・税務局長 檜木野 史貴
- 政策審議監 木村 敬
- 総務私学局長 吉田 勝也
- 首席審議員兼人事課長 金子 徳政
- 財政課長 福島 誠治
- 県政情報文書課長 本田 雅裕
- 総務事務センター長 古谷 秀晴
- 管財課長 吉永 一夫
- 首席審議員兼私学振興課長 仁木 徳子
- 市町村行政課長兼

- 県中央広域本部総務部長 原 悟
- 市町村財政課長 高山 寿一郎
- 消防保安課長 田原 牧人
- 税務課長 渡辺 克淑

企画振興部

- 部長 錦織 功政
- 理事兼  
交通政策・情報局長 小林 豊
- 総括審議員兼政策審議監 内田 安弘
- 地域・文化振興局長 田中 浩二
- 企画課長 小原 雅晶
- 地域振興課長兼  
県中央広域本部振興部長 吉田 誠
- 文化企画課長 吉永 明彦
- 政策監兼  
文化・世界遺産推進室長 本田 圭
- 川辺川ダム総合対策課長 福山 武彦
- 交通政策課長 中川 誠
- 情報企画課長 家入 淳
- 統計調査課長 池田 正人

出納局

- 会計管理者兼出納局長 伊藤 敏明
- 会計課長 福島 裕
- 管理調達課長 前野 弘

人事委員会事務局

- 局長 鷹尾 雄二
- 総務課長 吉富 寛
- 公務員課長 與田 博

監査委員事務局

- 局長 本田 恵則
- 首席審議員兼監査監 富永 正純
- 監査監 草野 武夫
- 監査監 瀬戸 浩一

議会事務局

- 局長 長野 潤一
- 次長兼総務課長 後藤 泰之
- 議事課長 佐藤 美智子
- 政務調査課長 新 義明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆彦  
政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時0分

○山口ゆたか委員長 おはようございます。本日は、東日本大震災から丸3年となります。この震災で犠牲となられました方々に対しまして、哀悼の意を表するため、黙禱を行います。

皆様御起立をお願いいたします。

（起立）

○山口ゆたか委員長 黙禱。

（黙禱）

○山口ゆたか委員長 黙禱を終わります。

御着席をお願いします。

（着席）

午前10時1分開議

○山口ゆたか委員長 ただいまから、第12回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に8名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

今回付託されました請第43号及び請第44号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第43号について、説明者の入室をお願いします。

（請第43号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 おはようございます。説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔をお願いします。

（請第43号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 趣旨はよくわかりました。後で審議いたしますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第43号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、請第44号についての説明者を入室させてください。

（請第44号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔をお願いします。

（請第44号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 趣旨はよくわかりました。後で審議いたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございました。

（請第44号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔をお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

後議の案件として今回提案をしております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成26年度当初予算につきましては、新4カ年戦略の折り返しの年度となることから、戦略の加速化につながる事業を中心に、幸せ実感推進枠による予算を重点配分するとともに、熊本広域大水害からの復旧、復興を着実に進めるための予算となるよう編成しております。

また、着実に回復を続けております県内経済を成長軌道に乗せ、持続的なものとするために、先議で議決いただきました2月補正の経済対策とともに、当初予算においても積極的に対応しております。

この結果、一般会計当初予算の規模は7,343億円となり、平成25年度当初予算と比べ164億円、2.3%の増となっております。

このほか、熊本県手数料条例の一部を改正する条例等の各種条例案件等につきましても、あわせて御提案申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては関係課長からそれぞれ御説明申し上げますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、財政課長から、平成26年度当初予算の概要等について説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A 4 横の総務常任委員会説明資料をお願いします。1 ページをお開きください。

平成26年度当初予算の概要について御説明いたします。

まず、当初予算の特色でございます。3 点記載しておりますが、まず1 点目は、幸せを実感できるくまもとの実現に向けた取り組みのさらなる加速化でございます。

平成26年度は、新4 力年戦略の折り返しの年度となることから、取り組みを加速化させるために、幸せ実感推進枠を重点的に配分することとし、一般財源70億円、事業規模で210億円を計上しております。

2 点目は、熊本広域大水害からの着実な復旧、復興です。

木造応急仮設住宅の継続活用に向けた改修や激甚災害対策特別緊急事業などに、前年度比14.2%増となる178億円を計上しております。

3 点目は、県内景気の好循環の実現です。

着実に回復を続けております本県経済を成長軌道に乗せ、持続的なものとするため、国の経済対策に対応した2 月補正予算とともに、当初予算におきましても投資的経費を積極的に計上しております。

なお、県内景気の好循環実現に当たりましては、投資的経費だけでなく、先ほど御説明しました幸せ実感推進枠の重点的配分により、県内企業の成長支援や新たな緊急雇用創出基金による雇用対策等も推進することにしております。

2 ページをお願いします。

財政健全化に向けた取り組みです。

まず、①プライマリーバランスでございます。今回の当初予算におきましても、通常債の新規発行額と元金償還額の差はマイナスの227億円と、通常債の減少基調を維持しております。

米印で記載しておりますが、平成25年度末の通常債の残高は9,595億円となり、昨年度の9,760億円から165億円減少する見込みでございます。

次に、②の財政調整用4 基金残高につきましては、臨時的な土地売却収入を県有施設整備基金に積み立てる結果、前年度と比べて8 億円の積み増しとなり、94億円となります。

なお、土地売却収入の8 億円の内訳は、先議で御議決いただきました、2 月補正における城南工業団地の分の3 億円と当初予算に計上します県営山の上団地の5 億円でございます。

3 ページをお願いします。

当初予算の規模は7,343億円で、前年度予算に比べ164億円の増、2.3%増となります。これは、社会保障関係費の増に加えて、地域の元気基金の活用による事業の追加や、注釈に記載しているような制度改正や国の政策により経費が増加したことによるものです。

なお、当初予算の伸び率が2%を超えるのは平成12年度以来、また、予算規模も、平成16年度以来の高い規模となっております。

続きまして、4 ページをお願いします。

5 ページにかけまして、当初予算の会計ごとの内訳を一覧表でお示ししております。各会計を所管する委員会で御審議をいただいて

おります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入予算でございます。

まず、1の県税は、景気回復に伴う法人2税の増加や税率引き上げに伴う地方消費税の増加などにより、前年度に比べ2.6%の増を見込んでおります。また、2の地方消費税清算金も、税率の引き上げにより13%の増を見込んでおります。さらに、3の地方譲与税につきましても、景気回復に伴う地方法人特別譲与税の大幅な増加により20%の増を見込んでおります。5の地方交付税は、県税等の増収が見込まれますので、0.8%の減少を見込んでおります。

7ページに移りまして、9の国庫支出金は、安心こども基金などの積み立て財源の増加などにより2.2%の増、また、少し飛びまして12の繰入金は、地域の元気基金からの繰入金の増加により17%の増となっております。少し飛びまして15の県債につきましても、臨時財政対策債の減少により5.4%の減となります。

次に、8ページをお願いします。

歳出予算でございます。

まず、1の一般行政経費は、4,686億円余、前年度比1.4%の増となります。

その内訳ですが、(1)人件費は、職員数の削減などによる職員給与費の減少や退職手当の減少などによる減でございます。次の(2)扶助費は、介護給付費負担金等の増による増でございます。1つ飛んで(4)その他は、地方消費税引き上げに伴う市町村交付金等の増や安心こども基金の積み立てなどによる増でございます。

9ページに移りまして、2の投資的経費は、1,457億円余を計上し、前年度比6.4%の増となっております。

(1)の普通建設事業費の補助分は、国庫補助事業の積極的な活用や熊本広域大洪水関係

の激甚災害対策特別緊急事業の増加などにより4%の増、また、単独分につきましては、地域の元気基金の積極的な活用により20.2%の増となります。(2)の災害復旧事業費は、熊本広域大洪水関係の復旧事業がおおむね終了する年度となることから46.6%の減、一方、(3)の直轄事業負担金は、道路事業の増加等により4.3%の増を見込んでおります。

3の公債費は、通常債の償還が減少する一方で、臨時財政対策債の償還が増加することから0.7%の増となります。

また、4の繰入金につきましては、特措法に基づく一時金支払いのために発行した県債の償還財源となるチッソ県債償還等特別会計繰入金が増加しており、3.5%の増となります。

最後に、10ページをお願いします。

県債の目的や限度額等を一覧にまとめたものでございます。

以上が当初予算の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、各課の説明に入ります。

まず、人事課長に、各課共通の職員給与費について説明を求めます。その後、関係課長等から職員給与費以外の項目について、順次説明を願います。

○金子人事課長 人事課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回お願いしております職員給与費につきましては、人事課の例で一括して御説明いたします。資料の18ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございますが、6億8,500万円余を計上しております。

その内訳は、右の説明欄にございますが、(1)職員給与費3億7,600万円余につきましては、平成26年度におきます人事課の職員給与費でございます。これは、平成26年1月1日

現在の人事課職員の給与費で積算したものでございます。また、(2)時間外勤務手当等保留分3億800万円余につきましては、年度途中の災害等に備えまして、時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。

なお、他の所属の職員給与費につきましても、人事課と同様でございますので、各課からの職員給与費の説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白石政策調整監 知事公室付でございます。

説明資料の12ページの上段をお願いいたします。

計画調査費といたしまして2,140万円余を計上しております。右のほうの説明欄をごらんください。

内訳といたしまして、庁議の運営費等県政の総合調整に要する経費として140万円余、それから、知事のトップマネジメントを補佐するため、県政の重要課題等に係る必要な調査等に要する経費としまして2,000万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口秘書課長 秘書課でございます。

引き続き、12ページの下段をお願いいたします。右端の説明欄をごらんください。

一般管理費のうち、庁費として2,370万円余を計上しております。これは、知事、副知事の活動費など、秘書課の運営経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本広報課長 広報課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

広報費として2億4,000万円余を計上しております。右の説明欄をごらんください。

まず、1の広報事業費の2億3,000万円余は、県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費、及び首都圏を初めとした全国、海外に向けて熊本をPRするための経費でございます。

次に、2の広聴事業費の130万円余は、県民の皆さんの県政に関する意見や提言を県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

最後に、3の広報諸費の890万円余は、広報課の運営及び県庁総合案内業務などに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、上段の一般管理費でございますが、3,834万円余を計上いたしております。説明欄をごらんください。

2の(1)は、危機管理に関する事務経費でございます。(2)は、国民保護協議会の開催等に要する経費でございます。

下段の防災総務費でございますが、14億4,086万円余を計上いたしております。説明欄をごらんください。

2の(1)の自主防災組織率向上対策事業ですが、自主防災組織は、地域の防災力を高めるための組織として大きな役割を担っております。本県の組織率は、平成25年10月1日現在で66.2%と、平成24年4月時点より8.5%アップし着実に伸びておりますが、全国平均の77.9%を下回っている状況でございます。新4カ年戦略において、平成27年度末までに全国平均を上回る80%の組織率を目標に掲げ

ており、来年度も引き続き重点的に取り組んでまいります。

次に、(2)のその場で訓練！県民総参加型災害時初動対応訓練事業は、県が指定した日時に、参加者に一斉に地震から身を守るための安全行動、具体的には両手で頭を守る、机の下に隠れるなどの行動をとってもらう訓練を企画し、一般県民、企業、または学校等に幅広く参加を呼びかけ、その参加要請活動を通して県民防災意識の向上を図る取り組みでございます。

次に、(3)は、九州を支える広域防災拠点としての役割を担うことができるための広域防災活動拠点等の機能強化に係る施設等の整備に要する費用でございます。

具体的には、①は、県庁新館10階の防災センターにつきましては、センター内の防災映像情報システムのデジタル化に対応するための整備費でございます。②は、自衛隊等関係機関の集結拠点であります県民総合運動公園に、飲料水兼用の耐震性貯水槽及び防災トイレを設置するための整備費でございます。③は、緊急消防援助隊の集結地点であります県消防学校に備蓄倉庫を設置し、あわせて施設の機能を強化するための経費でございます。④は、支援物資の集積拠点であります県産業展示場グランメッセ熊本に、非常用電源設備を整備し、また、支援物資を運ぶ大型ヘリの離発着場を整備するための費用でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

(4)住民避難モデル実証事業は、熊本広域大水害の検証を踏まえて、災害時に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、夜間に大雨が想定される場合などに、夕方明るいうちからの住民の自主避難を推進する市町村の取り組みを支援するものでございます。

次に、(5)の官学連携による防災・減災対策推進事業は、大学等と連携して、大規模広域災害に備えた防災・減災対策に関する調査

研究を実施してまいります。次に、(6)は、県総合防災訓練実施に要する経費等でございます。続きまして、(7)は、市町村が実施する防災図上訓練に県担当者を派遣いたし、助言等を行うものでございます。次に、(8)と次の3につきましては、防災情報システムや防災行政無線の維持管理に要する経費でございます。

続きまして、4の防災情報通信基盤整備事業は、現行の防災行政無線が既に20年間運用をいたしております老朽化いたしておりますことから、災害情報を確実に伝達できるよう、平成26年度から28年度までの3カ年で再整備を実施するものでございます。

最下段の5の公共情報コモンズ連携事業は、避難勧告等の防災情報をマスメディアへ容易に伝達できる国の公共情報コモンズを導入するため、県防災情報メールサービスと連携させるシステム改修に要する経費でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

防災・行政情報通信ネットワーク整備事業でございますが、具体的には、先ほど説明いたしましたように、防災行政無線の再整備に係るものでございます。

無線中継所等の工事個所が全県にて点在し、工事規模が大きくなることから、工事請負契約を平成26年度から28年度までの3カ年契約とするため、平成27年度から28年度まで、57億6,900万円余を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、平成26年度の予算と合わせますと、3カ年間の合計額は63億4,600万円余となりますが、この財源につきましては、緊急防災・減災事業の有利な起債を活用することにより、県費負担の軽減を図ることといたしております。

危機管理防災課は以上でございます。御審



議のほどよろしく願いいたします。

○金子人事課長 人事課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

下段の人事管理費ですが、人事管理費は36億5,000万円余を計上しております。

主なものとしましては、表の説明欄に記載しておりますが、2の(2)の人事課運営経費、(3)の外部監査の実施に要する経費、(9)の東日本大震災被災地への事務職員派遣に要する経費、次に、3の知事部局職員の退職手当、4の職員研修に要する経費などでございます。前年度と比較して10億1,000万円余の減額になっておりますが、これは知事部局の退職者数の減少が見込まれることによる退職手当の減額が主な理由でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いします。

まず、1段目の一般管理費ですが、説明欄2の庁費は、知事部局の職員の赴任旅費等でございます。

次に、2段目の財政管理費ですが、説明欄1の財政管理費は課の運営費でございます。2から6が、財政課が所管します基金への積み立てでございます。ほとんどが利息でございますが、このうち4の県有施設整備基金積立金につきましては、先ほど当初予算の概要説明で触れましたが、県営山の上団地の建てかえに伴う用地の売却益約5億円が入っております。

次に、3段目の元金、4段目の利子、5段目の公債諸費につきましては、県債の元金や利子の償還並びに県債発行に要する手数料等の年間所要額を計上しております。

元金と利子の説明欄にございます公債管理特別会計につきましては、後ほど御説明します。

最下段の予備費ですが、前年度と同額の2億円を計上しております。

20ページをお願いします。

公債管理特別会計でございます。市場公募債と借換債に係る発行と償還等の経理を、一般会計と区別するために設けております。

まず、最上段の元金ですが、説明欄1及び2につきましては、借換債や市場公募債の満期一括償還に係る償還元金でございます。また、3の県債管理基金積立金ですが、市場公募債につきましては、償還満期が到来したときに一括して償還しますので、財政負担が集中しないように、償還のための財源を毎年度分割して積み立てているものでございます。

2段目の利子は、借換債及び市場公募債の償還利子でございます。

そこに、来年度の市場公募債の発行計画を記載しております。本年度と同様の内容でございますが、(1)が、他の地方自治体と共同で発行します共同発行債ですが、これが計で合計300億円、それから(2)、本県のみで発行します個別発行債につきましては、合計200億円発行する予定にしております。

最下段の公債諸費は、県債発行に要する手数料や金融機関向けに県債をPRするための経費、いわゆるIR活動経費等を計上しております。

続きまして、21ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

先ほど申し上げました市場公募債のうち共同発行債につきましては、発行に参画する36の地方自治体で連帯債務を負う必要があります。来年の発行総額から本県の発行額300億円を除いた1兆4,440億円及びその利息について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

財政課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課で

ございます。

資料22ページをお願いいたします。

まず、上段の文書費につきましては、5,445万円余を計上いたしております。これは、行政文書の管理等に要する経費、情報公開事務、新公益法人制度の推進に関する事務、県公報の発行に要する経費等でございます。

次に、諸費の178万円余につきましては、東京周辺の県出身大学生の寮でございます有斐学舎を運営しております公益財団法人肥後奨学会への運営経費の一部を助成するものでございます。

下段の大学費につきましては、8億9,090万円余を計上いたしております。これは、公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるために交付する運営費交付金、県立大学の業務実績の評価等を行います評価委員会の運営に要する経費等でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷総務事務センター長 総務事務センターでございます。

23ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をごらんください。

共済組合事業費3,300万円余は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の負担金などでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、全体で6億700万円余をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

1の人事管理費は、県庁の庶務事務の集中処理に係るものでございまして、(1)の総務事務センター運営費は、嘱託等の人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに必要な経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございまして、(1)

の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドックなどに要する経費で、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅に係る建設費の償還や維持、補修の経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の支給に要する経費でございます。

次に、一番下の恩給及び退職年金費でございますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給に関する経費として5,400万円余をお願いしております。

総務事務センターは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

財産管理費で17億4,600万円余を計上いたしております。右の説明欄をごらんください。

まず、1の財産管理費として2億800万円余を計上いたしております。(1)の財産管理費は、庁舎等県有施設の火災共済に係る共済掛け金でございます。(2)の市町村交付金は、職員住宅貸付財産等が所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理処分費600万円余は、普通財産の売却のための不動産鑑定や境界測量等及び除草等に係る経費でございます。

次に、3の庁舎等管理費は、県庁舎の維持管理に係る基本的な管理経費でございます。

(1)の庁舎管理費は、県庁舎の光熱水費や警備等に関する経費、(2)の庁舎維持補修費は、庁舎の修繕や空調、給排水等、設備の維持、補修に係る経費でございます。(3)の県庁舎等LED導入事業でございますが、省エネ先進県を目指しております本県の率先行動としまして、財源は地域元気基金でございますが、県庁新館の行政棟、警察棟にLED照明を導入するものでございます。

県庁舎の場合、本館につきましては既に省

エネ性の高い照明を設置しておりますので、今回は、従来型のままである新館の行政棟に3,200灯、警察棟に約2,300灯を導入するものでございます。(4)の電話・自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料、庁用車の管理経費でございます。(5)(6)は、出先機関の庁舎管理に関する予算案でございますが、これにつきましては、次のページ、25ページに記載しておりますが、各部に分かれていました振興局を初めとする出先機関の庁舎管理に関する予算を管財課に集約したものでございます。

前の24ページの説明欄に戻っていただきまして、(5)の地域振興局等庁舎管理費は、地域振興局等庁舎の光熱水費や清掃費、(6)は、同じく庁舎施設や空調設備の改修等に要する経費でございます。

次に、4の財産利活用推進費でございますが、県有財産につきましては、総合的な管理を行いまして、財産の効率的活用や施設の長寿命化等を推進することとしております。計上しております700万円余につきましては、未利用地売却の業務委託に要する経費や、施設の長寿命化等のため実施します県有施設の老朽化等の調査に要する経費でございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

諸費及び私学振興費、合わせて135億1,000万円余を計上しております。これは私学振興のための各種助成費等でございます。主なものを御説明いたします。右の説明欄をごらんください。

私学振興費のうちの私学振興助成費でございますが、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園、中学、高校に経常的

経費の助成を行うものでございます。(2)の私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に対して、授業料等の減免を行う私立高等学校に対して助成を行うものでございます。(3)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、就学支援金を支給するものでございます。(4)の新規事業、奨学のための給付金事業は、低所得者の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を給付するものでございます。(5)の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行う私立幼稚園に対して補助を行うものでございます。飛びまして、(7)の私立学校施設耐震化促進事業は、私立学校施設の耐震化を促進するため、施設の耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事の経費に対して助成を行うものです。

27ページをお願いいたします。

(8)から(13)は、熊本時習館構想関連事業でございます。(9)の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材を育成するため、中高生の英語力向上のためのWEB講座や実践的な進学指導などを行う海外チャレンジ塾に要する経費でございます。飛びまして、(12)の熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業は、不登校やいじめなど、さまざまな課題を抱える私学生徒と学校の支援を行うスクールソーシャルワーカーの派遣に要する経費でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

28ページをお願いいたします。

初めに、1段目の地域振興局費でございます。

説明欄(2)の広域本部・地域振興局政策調整事業費7,000万円は、4広域本部と10地域振興局における政策企画や調整等に要する経

費でございます。

次に、4段目の自治振興費でございます。

説明欄(2)の権限移譲事務市町村交付金9,800万円余は、県から市町村に権限移譲しております事務の処理経費に対する交付金でございます。(3)の市町村自治宝くじ交付金11億3,700万円余は、サマージャンボとオータムジャンボの収益金を熊本県市町村振興協会に交付するものでございます。(4)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業8,900万円余は、住基ネット全体の維持、運営を行っています指定情報処理機関への負担金や、県が発注しますシステムの保守管理等に要する経費でございます。(7)の市町村合併検証事業680万円余は、26年度に市町村や大学等の研究機関と連携しまして、合併の効果や課題を検証する事業に要する経費でございます。

なお、事業の概要につきましては、その他報告事項で改めて御説明をいたします。

29ページをお願いいたします。

選挙関係の予算でございますが、3段目、県議会議員選挙費1億7,600万円余は、来年、平成27年4月に任期満了を迎えます県議会議員選挙の全体予算の一部、26年度中に準備する必要があるポスター掲示場の設置、投票用紙の印刷、さらには、今回選挙区見直しに伴います周知啓発費等を含む経費でございます。

以上、市町村行政課は、合計で33億7,300万円余でございます。御審議よろしく願いいたします。

○高山市町村財政課長 市町村財政課でございます。

30ページをお願いいたします。

初めに、一般会計でございます。

上の表の2段目の自治振興費でございますが、2,380万円余を計上いたしております。右側の説明欄をごらん願います。

(1)の自治振興支援費等が2,248万円余でござ

いますが、これは市町村等の財政・税制業務支援に伴う事務費、それから市町村交流職員の給与等の負担金でございます。(2)の市町村行政体制強化事業130万円余でございますが、これは市町村の行政体制整備支援のための事務費でございます。一般会計として1億3,400万円余を計上いたしております。

続きまして、下の表の市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

1段目の市町村振興資金貸付金でございますが、説明欄にございますように、市町村等が実施いたします公共施設整備事業等に対します貸付金と事務処理に要する経費として2億円余を計上いたしております。

次に、下段の一般会計繰出金でございますが、これは市町村行政課におきます広域本部と地域振興局の政策調整事業費及び消防保安課におきます消防広域化推進事業の財源として、1億920万円余を一般会計に繰り出すものでございます。結果、市町村振興資金特別会計として3億940万円余を計上いたしております。

市町村財政課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田原消防保安課長 消防保安課でございます。

31ページをお願いいたします。

まず、上段の防災総務費に2億5,400万円余を計上しております。

説明欄2の防災対策費は、防災消防ヘリコプター「ひばり」の運航管理及び防災消防航空センターの維持管理に要する経費でございます。

次に、消防指導費に2億7,700万円余を計上しております。

主なものといたしましては、説明欄の2、消防費の(2)、市町村等消防施設整備補助につきましては、消防団用の車両を購入する市町村への補助金でございます。また、(4)の

消防広域化推進事業については、市町村振興資金からの繰入金を活用しまして、本年4月から広域化いたします熊本市と高遊原南消防本部管内の町村に交付する広域消防体制強化支援交付金などがございます。

次に、4、消防学校費は、消防学校の管理運営、維持補修、派遣教官の人件費負担金でございますが、26年度は、元気基金を財源といたしまして、老朽化が進行しております施設設備について必要な改修等を行うとともに、教育訓練を充実するために必要な資機材の整備、高規格救急車などを整備する経費を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費につきましては、火薬類、高圧ガス、LPガス、電気工事等の許認可や検査など、産業保安に要する経費でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

1段目の税務総務費でございますが、24億9,600万円余を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の3、納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対する事務取扱交付金のほか、県税の広報や租税教育の推進に要する経費などがございます。続きまして、6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用、改修等に要する経費でございます。7、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、ふるさと納税としていただいた寄附金を基金として積み立てるものがございます。

次に、2段目の賦課徴収費でございますが、37億8,000万円余を計上しております。

説明欄の1は、県税の課税、収納、滞納整理などに要する経費、2は、個人県民税を賦課徴収します市町村、また、地方消費税を賦

課徴収します国に対します徴収取扱費、3は、県税過誤納還付金でございます。

続きまして、3段目のゴルフ場利用税交付金から次のページにかけましては、税込に伴い支出が法令上義務づけられております市町村への交付金及び各都道府県への精算金でございます。

税務課は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○小原企画課長 企画課でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

まず、諸費で3億3,650万円余をお願いしております。内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

東京事務所費として、東京事務所の管理運営費や東京在住の職員の宿舍借り上げ料の1億140万円余でございます。

次に、計画調査費で9,153万円をお願いしております。右の説明欄をごらんください。

1の開発促進費に2,591万円余を計上しております。主なものといたしましては、全国知事会や各種協議会等への負担金及び事務費の1,385万円余でございます。

次に、2の企画推進費に5,561万円余を計上しております。主なものといたしまして、

(1)の幸せ実感くまもと4カ年戦略推進事業は、政策評価に係る4カ年戦略委員会の開催や県民アンケートの実施及び4カ年戦略の広報に要する経費でございます。(2)の政策推進事業は、将来の県勢発展に向けた調査研究及びくまもと未来会議に要する経費でございます。(3)の県民幸福量調査活用事業は、県民幸福量の調査及び県民の幸福量増大に向けたアイデアコンテスト開催などに要する経費でございます。(4)のフードバレー構想推進事業は、県南地域の活性化に向けたフードバレー構想の推進に要する経費でございます。

最後に、3の世界チャレンジ支援基金積立金でございます。世界チャレンジ支援基金積

立金につきましては、昨年3月に創設しました世界チャレンジ支援基金の積立金として、1,000万円を計上しております。このうち500万円は民間からの寄附を予定しているところでございます。

企画課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田地域振興課長 地域振興課でございます。

資料37ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、8億1,290万円余をお願いしております。内訳につきまして、資料の右の説明欄により御説明いたします。

まず、1の開発促進費2億5,904万円余の主な事業でございますが、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、水俣・芦北地域において、環境負荷の低減を講じつつ、地域経済、産業基盤の強化を図る取り組みへの支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費5億1,173万円余の主な事業でございますが、(1)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、地域住民等による自主的な地域づくりの取り組み及び複数市町村が連携して取り組む事業に対する助成でございます。(2)水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業につきましては、水俣・芦北地域の産業振興と雇用創出に要する経費でございます。(3)阿蘇草原再生事業につきましては、阿蘇の草原を守り、あか牛のいる景観を引き継ぐための取り組みに要する経費でございます。(4)ロアッソ熊本支援県民運動推進事業につきましては、「ロアッソ熊本をJ1へ」県民運動推進本部が展開するロアッソ熊本を核とした地域づくりに対する支援等に要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費312万円余でございますが、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費でございます。

最後に、4の土地利用対策費3,900万円余でございますが、国土利用計画法に基づく土地取引の届け出審査や地価調査の実施等に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、15億3,580万円余を計上しております。内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

1の文化企画推進費5億6,070万円余の主な事業でございますが、(1)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会等と共同して、8月から12月までに県内一円で実施する熊本県芸術文化祭の負担金でございます。

(2)の各種文化団体補助金等は、熊本県文化協会や九州文化協会など、文化団体への補助金、分担金でございます。(3)の博物学関係事業は、松橋収蔵庫における資料の収集、整理や自然観察会、企画展示等に要する経費でございます。(4)の世界文化遺産登録推進事業は、万田坑、三角西港、天草の崎津集落、阿蘇を世界文化遺産に登録するための経費でございます。(5)の加藤・細川ヘリテージプロジェクト事業は、熊本が誇る加藤、細川の歴史や文化を再認識し、次世代に継承する経費でございます。(6)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、伝統工芸、伝統職、伝統芸能などから成る熊本の手仕事のよさをホームページ等によって情報発信し、次世代への継承につなげる経費でございます。(7)のくまもと若手芸術家海外チャレンジ事業は、芸術家を目指す学生や若手芸術家がチャレンジする海外での研修やコンクール等への参加に対する補助でございます。(8)以下は、平成26年度の新規事業でございます。

まず、(8)の熊本タイプ博物館整備事業で

ございますが、平成27年秋の熊本タイプ博物館の始動に向けた調査研究センターや学芸員人材バンク調査等の経費、並びに松橋収蔵庫敷地内広場等の整備に係る経費でございます。(9)の新たな芸術文化発掘事業は、新たな芸術文化分野の支援を行うとともに、若手アーティストや文化プロデューサーの発掘と育成を行うものでございます。(10)の海外アーティスト招へい事業 in 阿蘇、これは、海外の芸術家を一定期間阿蘇に滞在させ、作品の創作、発表と、住民や県内芸術家との交流を通じまして阿蘇を世界にPRするとともに、県内の芸術文化の振興を図るものでございます。

次に、2の県立劇場費9億7,500万円余でございます。

まず、(1)の県立劇場施設整備費でございますが、開館から31年を経過し老朽化したトイレ、エレベーター及びコンサートホールの照明設備の工事等に要する経費でございます。最後に、(2)の県立劇場管理運営事業は、指定管理者である公益財団法人熊本県立劇場へ管理を委託するための経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の39ページをお願いいたします。

計画調査費として8億770万円余をお願いしております。内容につきまして、資料右の説明欄により御説明いたします。

まず、1の川辺川総合対策費でございます。

(1)の川辺川ダム総合対策事業につきましては、川辺川ダムをめぐる諸課題への総合的な対応、五木村の振興に要する事務経費として826万円余を計上しております。(2)の五木村振興交付金交付事業につきましては、ふる

さと五木村づくり計画に基づくソフト事業及び五木村生活再建基盤整備計画に基づく基盤整備事業に要する経費に充てるための村への交付金として7億9,773万円余を計上しております。

次に、2の五木村振興基金積立金につきましては、ふるさと五木村づくり計画に基づく事業の財源として基金を積み立てるものですが、本年度までに元金10億円の積み立てを完了しております。平成26年度は、運用利息のみ170万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

計画調査費で16億6,600万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

まず、1の交通整備促進費でございます。

主なものといたしましては、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるために、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤整備の維持に要する経費や肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会への負担金などとして、1億7,800万円余を計上しております。(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地域住民の方々の生活の足を維持するため、地方バス運行支援や三セク鉄道の車両更新などの鉄道輸送対策に要する経費などとして、5億400万円余を計上しております。

次に、2の空港整備促進費でございます。

主なものといたしましては、(1)の阿蘇くまもと空港拠点性向上対策事業につきましては、阿蘇くまもと空港整備の直轄事業負担金や九州を支える広域防災拠点としての役割を担うための駐機場整備費、新規国際線開拓に向けた施策を推進するための国際線振興協議会への負担金などとして、8億6,700万円余

を計上しております。(2)の地域航空推進事業につきましては、天草地域の活力維持向上に重要な役割を担っている天草エアラインの安全かつ安定した運航のために、地元市町と連携して行う機材整備に要する経費や天草空港利用促進協議会への負担金などについて、1億1,100万円余を計上しております。

交通政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、5億3,000万円余の予算をお願いしております。内訳につきまして、資料右の説明欄により御説明いたします。

(1)の電子計算管理運営事業につきましては、ホストコンピューターシステムの管理、運営に係る経費でございます。(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業につきましては、パソコン調達及び各種情報システムの管理、運営等に係る経費でございます。(4)の電子自治体推進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請受付システム及び汎用型地理情報システムの運営に係る経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、4億1,000万円余の予算をお願いしております。内訳といたしましては、同じく右側の説明欄で御説明いたします。

(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、熊本県総合行政ネットワークの監視、管理運営に係る経費及び県庁と各地域振興局とをつなぐ通信回線の借り上げに係る経費でございます。(2)の情報通信格差是正事業費補助につきましては、市町村が行います携帯電話基地局整備に係る国庫補助金でございます。(3)のスマートひかり

タウン熊本推進事業につきましては、ICTを活用した各事業の運営及び超高速ブロードバンドの普及啓発活動などに要する経費でございます。(4)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、番号制度導入に係るシステム整備の検討に要する費用でございます。(5)のスマートフォン向けアプリによる地域情報発信事業につきましては、現在自主事業として行っておりますスマートフォン向けアプリの本格運営に係る経費でございます。

以上、情報企画課関係で合計11億円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

まず、1段目の欄、統計調査総務費の説明欄の統計諸費53万円余は、統計功労者表彰等の経費でございます。

次に、2段目の欄、委託統計費3億7,290万円余でございます。これは国から委託を受けて実施いたします統計調査に係る経費でございます。

内訳は、説明欄に記載のとおり、毎年実施しております経常調査分として、労働力調査等11調査の経費8,765万円余、また、5年ごとに実施しております周期調査分として、農林業センサス等8調査2億8,524万円余でございます。

次に、単県統計費328万円余でございます。これは、県民所得等の推計調査、推計人口調査、統計年鑑等の作成に要する経費でございます。

統計調査課は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○福島会計課長 会計課でございます。

資料の44ページをお願いいたします。



まず、上段の一般会計でございます。

2段目の会計管理費につきまして、1億9,420万円余を計上しております。

主な事業費としましては、説明欄(2)にございます総合財務会計システム管理費1億7,168万円余でございます。前年度に比べまして2,200万円余の増額をお願いしておりますが、これは現在再リースで使用しております総合財務会計システム関連機器更新に伴うリース料の増によるものでございます。

3段目の利子につきましては、前年度から400万円減額して1,000万円を計上しております。これは歳計現金が不足したときに行います一時借入れの支払い利息でございますが、借入れ利息の低下に伴います減額を見込んでいるものでございます。

次に、下段の収入証紙特別会計をお願いいたします。

一般会計繰出金につきまして、前年度と同額の30億円を計上しております。収入証紙特別会計は、収入証紙で納付されます手数料等の収入を一元的に管理し、関係課で受け付けました各種許認可等の申請実績に応じて一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○前野管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の45ページをお願いします。

2段目の会計管理費につきまして、2,400万円余を計上しております。説明欄をお願いします。

(1)の管理調達事務費900万円余につきましては、課の運営経費でございます。(2)の電子入札システム管理運営事業等1,400万円余につきましては、県と市町村で共同運用しております電子入札システムの運営費負担分等でございます。

次に、46ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

債務負担行為につきましては、県の各機関で発注します共通的な業務委託につきまして計上しております。複数年度にわたって役務の提供を受ける必要がある契約につきまして、設定をお願いするものでございます。

上段の県有施設等管理業務でございますが、限度額700万円余をお願いしております。これは、この秋校舎が完成予定であります熊本かがやきの森支援学校の機械警備委託分でございます。

次の段の情報処理関連業務でございますが、限度額3億1,800万円余をお願いしております。主なものは、土木部の工事関係等に係ります電子納品システムなどの運用、維持管理分でございます。

下段の事務機器等賃借でございますが、限度額14億8,900万円余をお願いしております。これはパソコンや各種システムの機器などのリース分でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉富人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。

資料の47ページ、上の欄をお願いいたします。

まず、委員会費603万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

次に、事務局費につきましては、1億4,982万円余をお願いいたしております。のうち運営費2,613万円余につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費及び公平審査事務、給与制度等の調査研究に要する経費等でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○富永監査委員事務局監査監 監査委員事務

局でございます。

資料は、同じ47ページの下の表をお願いいたします。

上段の委員費2,200万円余につきましては、説明欄にありますように、監査委員4名の報酬並びに旅費等、監査に要する経費でございます。

下段の事務局費ですが、説明欄の運営費800万円余につきましては、事務局職員の旅費等、監査に要する経費でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○後藤議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の48ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億3,535万円余を計上しております。これは、議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等の経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、4億5,467万円余を計上しております。これは、本会議、委員会の運営に係る経費、議会史の編さん費、庁舎管理費、出退表示器の更新工事費及びエレベーターの更新工事費等でございます。

議会事務局全体といたしまして、13億9,003万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金子人事課長 別冊の総務常任委員会資料（後議/条例等関係）をお願いいたします。

61号議案から65号議案まで、続けて御説明させていただきます。

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の3ページ、条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴う地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定を整備するとともに、部分休業取得中の給与の減額に関する規定を見直すものでございます。

次に、2の主な改正内容についてでございます。

まず、(1)ですが、高齢の職員が家族介護などの理由で高齢者部分休業を取得できる期間について、法で5年以内と定められておりましたが、今回の地方公務員法の改正により、その期間の上限が廃止され、新たに高年齢として定める年齢から定年退職時までの間、部分休業が取得できるものと改められました。

本県におきましては、高年齢として定める年齢を、熊本県職員等の定年等に関する条例に規定する年齢から5年を減じた年齢を規定し、当該年齢に達した翌年度の4月1日以降の日から定年退職日までの間、高齢者部分休業を取得可能と規定しました。

(2)は、減額する勤務1時間当たりの給与額の算出方法を同様に見直すものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

施行期日については、平成26年4月1日としております。

続きまして、62号議案熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の7ページ、条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、県知事の権限に属する事務の一部を行う地方公共団体の変更及び都市再開発法施行令の一部の改正に伴い、関係規定を整備するも

のでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。

まず、(1)でございますが、これは、熊本市区城南町及び富合町の区域に係る次のア、イの事務について、旧城南町、旧富合町の区域は、熊本市と合併する以前から宇城広域連合に事務を移譲しており、合併後も引き続き宇城広域連合が処理しておりましたが、宇城広域連合の規約が改正され、平成26年度からは熊本市が処理することとなったことから、事務の移譲先を宇城広域連合から熊本市に変更するものでございます。

次に、(2)でございます。これは、第3次一括法の施行に伴い、都市再開発法施行令の一部改正により、指定都市が行うこととなった事務に関し、現在事務処理特例条例により熊本市に移譲している事務の中から、指定都市に移譲された事務を除外する整理を行うものでございます。

施行期日でございます。施行期日は、平成26年4月1日を予定しております。

最後に、経過措置でございます。先ほどの改正内容の(1)につきましては、事務処理を行う団体を変更することから、改正前に宇城広域連合長がした処分等で効力を有するものについては、施行日以降は熊本市長がした処分等とみなす経過措置を設けることとしております。

続きまして、63号議案職員の給料の切りかえに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

資料の10ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、人事委員会勧告を踏まえ、平成18年の給与構造改革時に経過措置として設けた給料の現給保障を段階的に廃止するものでございます。

2、改正する条例ですが、今回(1)から(3)までの関係する条例3本を一括して改正する

ものでございます。

次に、3の主な改正内容についてですが、平成18年の給与構造改革における平均約4.8%の給料引き下げに伴い、職員が受ける新たな給料月額が引き下げ前の給料月額に満たない場合、その差額を現給保障として支給しております。この現給保障について、平成26年度から年度ごとに4分の1ずつを減額し、平成29年3月31日限りで廃止するものでございます。

以上が改正の主な内容でございます。

施行期日は、公布の日としております。

続きまして、第64号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料13ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、期末手当については、懲戒免職相当の行為があったことが疑われる場合でも、懲戒免職処分前に支給日が到来すると、期末手当を全額支給せざるを得ないため、期末手当の一時差しとめ及び不支給の対象に関する規定を見直すものでございます。

2、主な改正の内容についてですが、(1)のとおり、支給日の前日までに在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為を行ったと任命権者が判断した場合には、期末手当の支給を一時差しとめるものでございます。

さらに、(2)のとおり、一時差しとめ処分を受けた者の懲戒免職処分が確定した場合には、期末手当を不支給とするものでございます。

次に、(3)のとおり、一時差しとめ処分の理由となった行為について、懲戒免職処分を受けないことが明らかになった場合、または懲戒免職処分を受けることなく期末手当の基準日から1年を経過した場合には、当該一時差しとめ処分を取り消すものでございます。

勤勉手当についても、期末手当に関する規定を準用しておりますので、同様の取り扱いとなります。

以上が改正の主な内容についてでございます。

施行期日については、平成26年4月1日を予定しております。

続きまして、第65号議案熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の15ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者の給料月額については、所管業務などの変化に的確に対応することができるよう、規定の整備を図るものでございます。

2の主な改正内容についてですが、教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者の給料月額に関する規定につきましては、現行の77万円から、77万円以内で知事が定める額に改正するものでございます。

以上が改正の主な内容でございます。

次に、施行期日についてですが、平成26年4月1日からの施行としております。

経過措置としましては、施行の際、現に教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者である者については、今回の改正にかかわらず、従前の給料月額を支給することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

16ページから、第66号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定でございます。21ページの概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨です。

消費税法の一部改正等に伴い、適切な措置

を講じるとともに、法令等の一部改正に伴いまして手数料の規定を整備するものです。

2の主な改正内容でございますが、まず(1)は、新たに手数料を設けるもので、1項目でございます。保育士試験免除申請手数料、これは平成27年度から施行予定の幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行に向けまして、保育士資格を有しない幼稚園教諭に対して、保育士資格の併用を促すための新設の手数料です。

(2)が、消費税の引き上げに伴い手数料を改定するもので、全部で25項目でございます。そのうち①から③は、国の政令で定められた標準額どおりに改定するものです。また、④から⑯、最後までですが、これにつきましては、所要経費や他県等の均衡を踏まえまして、県独自で改定するものでございます。

22ページ、(3)でございますが、根拠法令の一部改正等に伴い規定を整理するもので、6項目でございます。

次に、3の施行期日ですが、ただし書きに掲げるものを除きまして、平成26年4月1日としております。

また、4、その他ですが、今回新設される手数料につきまして、県の収入証紙で収入するために、収入証紙条例の関係規定を整理するものです。

続きまして、23ページ、第67号議案消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

ずっと飛びまして、35ページの概要に沿って説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、消費税法の一部改正に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備するものです。

今回一括して提案している条例は、消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、条例中に規定されております使用料について改正するものをまとめたものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)

は、消費税相当分を率方式で上乘せいたしませいいわゆる外税方式によるもので、使用料の金額に乗じる率を100分の105から100分の108に改めるものです。全部で7件ございます。

次に、(2)は、消費税相当分を含めたいいわゆる内税方式によるものです。現行額に消費税5%相当分、既に含まれておりますので、現行額を1.05で割り戻して1.08に乗じる方法で改正を行っております。全部で22件ございます。

36ページ、最後の3の施行日ですが、平成26年4月1日でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

第68号議案公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

38ページの条例案の概要により御説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴う地方独立行政法人法の一部改正に伴い、業務の見直し等により不要となった場合に、公立大学法人熊本県立大学が出資団体等に納付すべき重要な財産を条例で定める必要が生じたものでございます。

主な改正内容は、条例で定める重要な財産につきましては、公立大学法人熊本県立大学の保有する財産であって、その同法第42条の2第1項または第2項の規定による認可に係る申請の日における帳簿価額が50万円以上のものとするものでございます。

帳簿価額50万円以上のものとする規定につきましては、国の独立行政法人に関する同種の省令の規定と同内容とすることが適当と考えているところでございます。

施行期日は、平成26年4月1日を予定して

おります。

議案第68号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

39ページをお願いします。

第69号熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は、41ページの概要で御説明いたします。

まず、1点目の条例改正の趣旨でございますが、住民の利便の増進と事務の効率化を図る観点から、今回新たに市町村長が住基ネットを利用できる2つの事務を定めるとともに、あわせて知事が利用できる県の6つの事務を追加するものでございます。

主な改正内容、(1)でございますが、市町村自身が住基ネットを使って確認できるようにするため、市町村の要望調査を踏まえまして、市町村税の賦課徴収に関する事務と土地の取得に関する事務を、今回新たに県条例に位置づけるものであります。これによりまして、今後は市町村間で住民票をやりとりしておりました事務の効率化が図られます。

次に、主な改正内容の(2)でございますが、これは県が本人確認情報を利用するため、6つの県の事務を追加するものでございます。これによりまして、今後住基ネットを利用することによりまして住所等が確認できるようになり、県及び市町村の事務処理の効率が図られ、また、住基ネットの利用によりまして申請者側が住民票を提出する必要がなくなります。なお、この6事務の追加によりまして、県は41事務で住基ネットを利用することになります。

条例の施行日は、26年4月1日からとしております。

市町村行政課は以上でございます。

○高山市町村財政課長 市町村財政課でございます。

42ページをお願いいたします。

第70号議案熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。概要を43ページにまとめてございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

固定資産評価審議会は、市町村の固定資産の算定基礎となります土地、家屋といった固定資産の評価に関して、都道府県知事はその意見を求めたものについて調査、審議することを目的に、地方税法の規定により設置されております。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、第3次地方分権一括法の施行に伴う地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容、2でございますが、地方分権一括法の施行に伴い、これまで審議会の委員定数の上限を定めておりました地方税法の規定が廃止されますので、条例によって定めることが必要となってまいります。そのため、本県における現在の委員数を踏まえまして、(1)のように、条例中に、委員は11人以内とする規定を設けるものでございます。あわせまして、(2)にありますように、条文の項ずれ等の所定の規定の整備を行うこととしております。

3の施行期日につきましては、地方税法改正の施行期日と同じ日の平成26年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

第71号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料45ページの条例案の概要をお願いいたします。

今回の改正につきましては、条例改正の趣旨及び主な改正内容に記載しておりますとおり、地方税法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴いまして、条例で引用しております文言の整理を行うものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。

第72号議案熊本県立劇場条例の一部を改正する条例でございます。50ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、いわゆる劇場法と呼んでおりますけれども、その施行を踏まえまして、熊本県立劇場の業務内容を見直すとともに、消費税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、2、主な改正内容でございます。

県立劇場の主たる業務を実演芸術の公演の企画及び実施とし、当該業務等を通じて県民の文化の振興を図ることを明確にするものでございます。また、知事が県立劇場に係る運営方針を定めることができるものとしております。

この運営方針につきましては、後ほど報告事項の中で御説明させていただきます。

次に、使用料でございますが、改正後の消費税を上乗せした額に改定するとともに、必要な経過措置を定めるものでございます。

施行期日は、本年4月1日でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○金子人事課長 人事課でございます。

第97号議案包括外部監査契約の締結についてでございます。

資料の52ページの契約についての概要で御説明させていただきます。

1の契約内容につきましては、地方自治法の規定により、平成26年度の契約締結に基づき、外部監査人が監査し、監査結果に関し報告することを内容とするものでございます。

2の契約期間でございますが、平成26年4月1日からの1年間としております。

3の契約金額につきましては、1,307万3,000円を上限とし、4の契約の相手方につきましては、公認会計士の星野誠之氏を予定しております。

星野氏につきましては、選任の理由の下段に記載してありますとおり、平成19年度から平成24年度まで本県包括外部監査人補助者として、また、平成25年度は、包括外部監査人として本県の監査に携わり、監査の遂行に当たって必要な地方自治体の財務管理などの識見を有している方でございます。

なお、契約締結に当たりましては、地方自治法に基づき、あらかじめ監査委員の意見を聞き、異論がない旨の回答をいただいております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩をとりたいと思います。11時40分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午前11時27分休憩

午前11時37分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○岩下栄一委員 小さいことですが、有斐学舎に対する助成を、毎年、非常にわずかな額をされております。そこで、お尋ねしたいのは、120年の伝統と多くの人材を輩出した有斐学舎、今その存続が危ぶまれているんですね。

都市圏に学ぶ学生は、今生活費の高騰等で非常に減少しております。以前は、笈を負って東京に上って、苦学したりあるいはいろいろ勉強して、その中から人材が多数出ておりますが、有斐学舎は今定員割れしているんですよ。定員割れの原因は、そうやって東京に上京して学ぶ人が少なくなったせいもあるけれども、ならば、なおさら、奨学会の建物ですから、学生をもっと入りやすくして、支援していくことが必要ではないかなというふうに考えておりますね。

推薦が、学校長と担任の先生の推薦だから、担任の先生のところに持っていったら、ああ、もう有斐学舎は行かんがよかぞ、あそこは落第するぞとかいろいろ、非常にマイナスイメージの指導をされるんですよ、学校でね。確かに、過去には、有斐学舎に入ったために落第したとか、いろいろいっぱいそういう伝説が残っております。確かに、ばかもいましたよ。でも、学校が、その出入り口であそこへは行くななんて言ってしまったらどうしようもないですよ。

私は、県はもうちょっとPRして、県が直接人間を採用していくとか、有斐学舎の学生を選抜していくということが必要ではないかなというふうに考えているんです。毎年、少しずつのお金を助成しても何ら効果が出ていないから、そのところ、都市圏における本県の人材育成を県はどう考えているのかということが私の質問です。

もっと言うなら、建てかえ移転とか、そういう話も一時あったけれども、そして、例えば通信教育の勉強をした人が、スクーリングで夏休みに行くじゃないですか。そのときの

宿泊施設に開放したりもできるし、いろいろ利用できると思うんですけども。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

まず、有斐学舎に対する助成につきましては、先生お話しいただきましたとおり、120万円を毎年現在交付をしているところでございます。

それから、実は夢交付金もございまして、本年度の25年度におきましては、特に有斐学舎における耐震調査事業等に経費を要するとして、別途の補助金も交付させていただく予定というようにしております。

それから、基本的には有斐学舎といいますのが、公益財団法人として、独立の法人として首都圏における熊本県出身の子弟をお預かりされて、その修学環境としてのサービスを提供いただいているというふうに考えてございます。その法人としての事業の公益性に着目して、引き続きといいますか、現在の助成を基本として、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 よくわかりました。

ただ、最初は細川さんの申し出で肥後奨学会として設立されたんですけども、いずれにしても最初から県もずっと関与してきていますし、私が言いたいのは、要するに都市圏の学生の支援を県はもうちょっと積極的にしてほしいし、そのためには有斐学舎のPRを熊本県でも応援してほしいということです。ぜひお願いします。

それと、もう言ったついでで、文書課長さん、県立大学ですけども、前の前の委員会で、管理栄養士の合格率が大変落ちているということで、改善策をとられるようにと要請をしましたけれども、その後何かやっておるんですか。

○本田県政情報文書課長 管理栄養士の合格率向上のために、実は前々回の委員会のときにも御報告申し上げましたが、特に大学のほうで、管理栄養士の合格率向上のための個人的な指導体制をとって、今年度の合格率向上に向けて取り組みを進めているというふうに聞いております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 健康増進法とか法制定から、生活習慣病を少しでも減らすためには、食ということが非常に大きな問題になって、管理栄養士の働く分野というのは、いろいろ老人施設とかたくさんあります。それで、熊本県からも合格率を上げて管理栄養士をふやしていくということは、一つ大きな課題なんですね。ですから、ぜひ県立大学から管理栄養士を受け取る人の合格率をもっと上げてほしいというふうに思います。

だから、言うたでしょう、100%の大学のまねばしなせと。何もしとらんでしょう。

○山口ゆたか委員長 どうでしょうか、意見として賜ります。

○岩下栄一委員 まあ、いいでしょう。

○大西一史委員 2ページ、財政健全化に向けた取り組みのところですが、財政調整用の4基金の残高、94億まで積み増しをされるということで、随分底打ちをしていた状況からすれば大分改善をしてきたと。それから、通常債の残高も減少し、臨時財政対策債についても少し減らすというようなことで、全体的には健全化に向かっているというふうに思うんですが、今94億というこの基金残高の見込みですが、これは熊本県の財政規模を考えたときに、基金の適正規模というのは大体どのくらいあればいいのかというのがまず1つ。



大体標準財政規模の10%ぐらいと言われていたと思うんですが、その辺はどう考えているのかというのが1つ。

それからもう一つは、この4基金のそれぞれの内訳の残高がどうなのかということをやっと教えていただきたいと思います。

○福島財政課長 まず、財政調整用4基金残高の適正目安といいますか、その御質問ですが、前に高木先生からも御質問をいただいておりまして、そのときに私答えましたが、以前は、大体経常的な一般財源の1割ぐらい持つべきだとか、そういった指導といいますか、そういった考え方があったというお話を紹介しましたが、現在は、基本的には特に国のほうからそういった目安等を示されている状況にはございません。したがって、かなり各県で正直ばらばらなところはあります。

ただ、もちろんある程度多いにこしたことはないというのは間違いありませんので、今回のようなそういう臨時的な収入が得られるときは、安易に一般財源化して使うのではなくて、こういう形で将来、特に今県有施設の改修とか、そういったものがかなり今後見込まれますので、そういうのも踏まえまして、できる限り積み立てられるときは積み立てていこうという方針で臨んでおります。

次に、4基金の残高の内訳なんですが、まず、4つのうちの財政調整基金につきましては、約17億円でございます。それから、県有施設整備基金、これが約39億円でございます。それと、県債管理基金、これが約38億円でございます。実は、4基金のうちの1つ、退職手当の基金があるんですけども、これは財政がきついときにちょっと使いまして、現在はゼロでございます。内訳は以上です。

○大西一史委員 これを聞いたのは、1つは、県の財政規模からいってどのくらいかと

いうのは前も議論があったのはそうなんだけれども、結局、その基金とかの管理計画であるとか、運用指針であるとか、そういったものがあるのかどうなのかということがちょっと気になったんですよね。その辺はどうなんですかね。

○福島財政課長 今、財政課としましては、まず財政健全化に向けた取り組みの一番は、やはりこの①の通常債の残高を減らす、これにまず最重点を置いております。まず、これを確実に毎年やっていくというのが一番の目標です。財政調整用基金につきましては、先ほど言いましたような、臨時的収入が発生したときとか、そういう形をとられて、できる限り積み立てていくということにしております。

○大西一史委員 今そういう話なんですけど、退職手当基金、内訳を聞けばこれがゼロというのは、やっぱり本来のこの基金の目的といいますか、財政調整用ではあるんですけども、やっぱりそういう運用のあり方というのは、よく精査をしなければ、これはトータルはいつも4基金、4基金とってよくわからないけれども、本当はここはきちっと内訳を出してやるべきだろうと。あるいは、運用利回りなんかも、本来、まあそんなないだろうけれども、そんなことをきちっとやっぱり説明すべきではないかなというふうに思うんですね。その辺はいかがですかね。

○福島財政課長 確かに、これまでも財政調整用4基金という言い方をしておりますが、当然それぞれの基金の目的もあるわけですので、今回積み増ししましたのは、まさに用地の売却収入ということで、将来の施設の改修等に使っていこうということがありまして、あえて県有施設整備基金、こちらのほうに積み立てたりしておりますので、積み立てる際

は、必ずその目的に沿ったものに計上していくということと、今御指摘もありましたので、財政調整用4基金についても、できる限りその内訳等も含めて紹介していくということに努めていきたいと思えます。

○大西一史委員 あえてこれをなぜこういう細かい聞き方をしたかといったら、基金を積むということ自体は、非常に財政の柔軟性といえますか、年度をまたぐ場合のいろんな調整に使えるということで非常に有効だというふうに思っているんですが、一方で、財務省の資料なんか、皆さん御存じかもしれないけれども、財務省あたりが出しているのは、結局、国は大きな借金をして地方交付税を出しているのに、地方は、要はそれを受け取る地方団体は貯金が増加している状況だみたいな資料を出してやっているわけですよね。企画振興部長の御出身の省でございますが、そういう意味では、きちとした目的と、それから、どのくらいの調整がどう必要になるのかということをやっぴりある程度指針として考えておかないと、結局こういう議論で地方交付税の削減ということにも将来的につながりかねないという危機感を私は持っているんですね。

必ずしも私は、地方財政がそんなに、国が言うほど、こんなに国の借金を元手に貯金をふやしているというような状況には私はないというふうに認識しているんですが、やっぱりそういうところをきちっと明確にするためにも、この辺はきちっと押さえておいたほうが良いというふうに思いましたので、その辺は申し上げさせていただきました。今後は、逆にこういった内訳あたりも、きちっとオープンにさせていただきたいということをお願いいたします。

それと、午前の部でもう1点。18ページ、人事課なんですけれども、人事管理費の中の(5)番、知的・精神障がい者雇用促進事業と

いうのが入っていますけれども、新年度でこれは県の組織に知的・精神障害者の雇用を促進するという内容なのか、少し中身を説明していただきたいと思えます。

○金子人事課長 県の職員というか、非常勤職員として雇用するときに、その補助として雇用された知的・精神障害者のサポートをする方の非常勤の職員の費用とかを計上しております。

○大西一史委員 これは、去年の4月から厚生労働省も、障害者の法定雇用率を現行の、まあ国とか地方公共団体の場合は2.1%から2.3%まで引き上げましたけれども、今の障害者の雇用率というのは、これは県全体で何%ということなんですかね。

○金子人事課長 済みません、手元にちょっと率はありませんけれども、2.3%を超えている状況にあります。

○大西一史委員 こういった障害者の雇用というのは、こういうサポートも含めて、なかなか体制をつくっていくのは難しいと思うんですけれども、やっぱり法定雇用率はかなり引き上げられたという状況を考えると、その辺の体制をきちっとしていただかなきゃいかぬだろうというふうに思っております。

それから、障害者の法定雇用率の2.3%は超えているというお話だけれども、これについては、またきちとした数字をお示しいただきたいと思えます。

一方で、教育委員会あたりは、法定雇用率、ちょっと低いんですけれども、コンマ1%ぐらい低いんですけども、教育現場に障害者の方を雇用するというのは、非常に実態としてはなかなか難しい面があるというふうに思いますので、その辺はやっぱり両方のバランスを見ながら、県でできるだけそういう障

害者の雇用ということにつながっていくように取り組みを強化していただきたいということ、これは要望をしておきます。

○氷室雄一郎委員 6ページですけれども、この県税についてちょっと素朴なお尋ねですけれども、県民税、事業税はふえているということですが、どの程度前年度からふえておるんですか。また、これは見込みだと思えるんですけれども、これを下回るということはない、それよりも上に見込まれるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○渡辺税務課長 個人県民税でございましょうか。

○氷室雄一郎委員 県民税、事業税ですね。

○渡辺税務課長 それにつきましては、個人県民税は、大まかに言いますと、均等割と所得割がございまして、均等割のほうは、現在は納税義務者の数に単価を掛けて算定しております。所得割のほうにつきましては、大体現金給与額の動向を見まして算定しております。均等割は増額しておりますが、現金給与額は減というふうな現在は見込みをしております。この額は確保できる見込みという数字で出しております。

○氷室雄一郎委員 どの程度。

○渡辺税務課長 前年度と比較いたしますと、当初ベースでまいりますと、4億円ほどの減でございます。

○氷室雄一郎委員 事業税のほうはどうなんでしょう。

○渡辺税務課長 事業税につきましては、個人事業税につきましては1億円ほどの増、そ

れから、法人事業につきましては22億円ほどの増を見込んでおります。

○氷室雄一郎委員 景気の動向とも関係があると思うんですが、どういう判断をされているのか。

○渡辺税務課長 法人関係の税につきましては、秋口に県内の主要な企業のほうにアンケートをとっておりまして、今後の景気の見込み等を回答いただいております。その結果を踏まえまして、比較的業績が伸びるといったことで判断をさせていただいております。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、もう1点だけ。新規の事業ですけれども、危機管理防災課にお尋ねするんですけれども、新規事業の3番、九州広域防災拠点強化事業、このそれぞれの額、①②③④あります。ちょっとお示し願いたいと思います。これが1点目です。

もう一つは、同じく15ページの新規事業ですけれども、防災情報通信基盤整備事業、これは老朽化が進んでいるということで、現行もう20年以上たっているという、かなりの額ですけれども、これは平成26年度から28年度までの整備の予算なんですか。それは単年度なんですか、その辺ちょっと。また、3年で大体ほぼ終了する見込みなのか、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○岡田危機管理防災課長 後段の防災行政無線のほうの整備のほうからお答えしますが、これは3年間で終了する予定でございます。額につきましては、3年間の総額になっております。

○氷室雄一郎委員 最初で、それぞれ各項目別に予算の枠をちょっと示していただきたいと思いますが。

○岡田危機管理防災課長 項目別に申し上げます。①の防災センターの映像情報システムにつきましては5,500万円、それから消防学校の備蓄倉庫については9,400万円余、それから総合運動公園の飲料水の地下貯水槽につきましては1億円余です。それから、グランメッセの自家発電設備とヘリの整備につきましては2,400万円余でございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。結構です。

○山口ゆたか委員長 それでは、正午も近くなってまいりましたので、ここで休憩をとりたいと思います。13時に再開したいと思いません。よろしくをお願いします。

午前11時59分休憩

午後0時59分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、委員会を再開します。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

先ほど、午前中に氷室委員より御質問いただいた件につきまして、私のほうでお答えした内容に誤りがございましたので、訂正させていただきます。申しわけございません。

資料14ページをお願いいたします。

氷室先生の御質問は、防災総務費、説明欄の2の(3)九州広域防災拠点強化整備事業5億695万4,000円につきまして、①から④までの主な事業内容につきまして内訳を教えてくださいというふうな内容でございました。私の答えました数字は、危機管理当課計上分のみでしたので、総額が合わないお答えをいたしております。改めて、①から④までの項目ごとに予算額についてお答え申し上げます。

①の防災センター防災映像情報システムのデジタル化対応につきましては、5,500万円

でございます。②の県民総合運動公園の耐震性貯水槽及び防災トイレ設置につきましては、1億45万円でございます。③の消防学校の備蓄倉庫設置及び施設機能強化につきましては、2億1,979万6,000円でございます。④の産業展示場の非常用電源設備及びヘリ離発着場整備につきましては、1億3,170万8,000円でございます。以上、合計額5億695万4,000円でございます。

続きまして、2つ目の御質問の15ページ、4の防災情報通信基盤整備事業につきまして、総額について御質問いただきましたが、私の答え方では非常にわかりにくかったと思われましたので、改めて整理をいたして御説明申し上げます。

今年度予算に計上しております5億7,699万8,000円と、次ページ、16ページで債務負担をお願いしております平成27年度から28年度までの57億6,952万2,000円を限度額といたします債務負担行為、この金額を合わせました総額の63億4,652万円が防災情報通信基盤整備事業に係ります3カ年間の事業費総額でございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○山口ゆたか委員長 質疑を受けます。

○溝口幸治委員 13ページ、広報課の6番目のやさしいくまもとづくり広報事業、これは視覚・聴覚障害者等への広報経費となっておりますが、これは視覚の人たちが幾らか、聴覚の人たちが幾らかという金額の出し方ができるのかどうか、まず教えていただきたいと思えます。

○坂本広報課長 やさしいくまもとづくり広報事業につきましては、「県からのたより」の点字版、そして録音版の作製、それと県政広報テレビの字幕作成という形でございま

す。それぞれ金額は、広報誌の点字版作成で118万、テープ、150部作製で40万、それとテレビの字幕で、これは46回分になりますけれども、これが397万4,000円ということでございます。

以上です。

○溝口幸治委員 今のは視覚だけですか。聴覚も。

○坂本広報課長 聴覚につきましては、テレビの字幕46回分、これが397万4,000円になっております。これが聴覚障害分でございます。

○溝口幸治委員 今、我々も意見書を1回可決しましたけれども、手話の言語を日本語と同等にということを求めている方がいらっしゃって、鳥取ではたしか手話言語を、条例でしたっけ、全国で初つくっていらっしゃるんですよね。

それで、熊本県の場合、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例という条例をつくっているんで、その中で大枠は対応できるんじゃないかなと私は思っているんですが、そういった点で、聴覚障害を持つ方に対する手話ですね。例えば、広報テレビの字幕だと手話は要らないわけなのか、だから何を言いたいかという、この広報費の中でそういう手話を使うとか、その手話を求めている人たちに対する県の対応というか、その辺が何かこの中に盛り込まれているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○坂本広報課長 済みません、今申し上げた点字版、録音版、そしてテレビの中の字幕についての金額になっておりまして、テレビ番組等での手話については、ここでは今やっておりません。

○溝口幸治委員 よく県の、何というかな、イベントごとでは、最近手話の方を使ってというのがありますがけれども、そのあたりというのは、どういう感じのところから予算は出てくるんですか。それぞれの何かイベントを主催する担当課の中から出てくるのか。どの程度までその手話を採用するかというのがありますよね。要は、手話言語というのは、全てちゃんと日本語と同等に扱えということですがけれども、そこまでできるかどうかは別にして、今県でやっているのはどのあたりのレベルまでなのかというのが、財政課長わかります。

○福島財政課長 財政課です。

ちょっとどの程度までのところは、済みません、今詳細に把握しておりませんが、基本的に予算の計上については、各イベント等であれば、その所管課のそのイベントの関連の予算経費、この中にそういったものも盛り込むような形態をとっております。

○溝口幸治委員 じゃあ、そういうイベントごととかで盛り込むという場合には、県としては、それはもう大いにその手話は採用すべきだという立場というふうに理解してよろしいんですか。

○福島財政課長 そのとおりでございます。

○溝口幸治委員 わかりました。

○高木健次委員 24ページ、管財課なんですが、県庁舎のLEDの導入事業、今回約4億8,000万予算計上されていますが、これはもう4～5年前に始まったんですかね、LED導入は。

なかなか、照明は明るくて寿命が長いということで、非常に経費節減というか、節電につながるということでの導入だろうと思うん

ですが、これは如実に、これだけ確実に効果が出ているということは、ある程度の年月を経ないと、10年、20年、既存の照明器具と比較して、なかなかこれだけ効果があったということは出にくいんじゃないかなと思いますけれども、現在でもこれだけ電気代が節約になりましたとかいう数字は、今把握できるんですかね。

○吉永管財課長 管財課でございます。

LED照明につきましては、ちらつきとか、性能の問題がございましたものから、一応共用部とか、余り影響の少ないようなところには導入してきています。県庁内部ですね。ただ、執務室内等につきましては、明るさとかちらつき等がございますので、そこら辺の課題をクリアしてからの導入ということでございましたが、本年度、新館のほうで実証実験をいたしました。それで、LEDを導入いたしましたけれども、その問題はクリアできましたので、本格的に入れるということと、効果としましては、従来の蛍光灯とLEDの省エネへの効果を検証しましたけれども、従来の蛍光灯の約4割、6割削減して4割程度での消費電力という結果が出ております。

以上でございます。

○高木健次委員 確かに、LEDというのは節約につながるということはわかっていますけれども、なかなかやっぱり費用対効果というか、普通の一般家庭でも、全部かえたいと思っても、高いものですから、一遍にということは一一般の普通の家庭でもなかなかできない。ましてや、企業等もそうでしょうけれども、県庁だからできることかなと思いますけれども、きのうもちよっと私夜遅く県庁の前を通ったんですけれども、議会中ということもあってかなり照明が、約半分ぐらい電灯がついていまして、やっぱりLEDを導入して

節電をするのも大事かなというふうに思っています。

これは、あと計画的に県庁の、全体から言ったら何%今導入されているのか。また、今後の計画として、最後の電灯1灯までということじゃないでしょうか、主要部分というかな、その辺のLED導入になるのかなという思いですけれども、いかがでしょうか。

○吉永管財課長 管財課でございます。

県有施設の中でのLED導入につきましては、まだわずかでございます、パーセントテージでいきますと1%程度でございます。それで、今後順次導入していくということでございますけれども、とりあえず耐用年数ですね。古い蛍光灯等の耐用年数を見ながら順次かえていくということでございますが、新聞等でもございますけれども、旧型の蛍光灯の製造中止とかいうこともございますので、順次LEDにかえていかざるを得ないというような状況にあらうかと思いますが、今回県庁舎に入れることで、県庁舎全体では3割程度がLEDになるということでございます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 自主防災クラブの整備率が66.2%、何度もこの議場でいろんな議論が行われましたけれども、単位は、例えば小学校の校区ですか、市町村ですか。

○岡田危機管理防災課長 主に自治会あるいは町内会単位でございます。

○岩下栄一委員 それで、私思うんですけれども、整備率よりも問題は中身で、自主防災クラブは結成しました、ところが中身は何もありませんでしたというのが随分多いと思うんですね。ですから、問題は、やっぱり県民

の防災意識をどう高めていくかと。きのう、NHKかRKKかで3.11の記録映像がいっぱい流れて、助かった人たちの実例とかいろんなものがありましたけれども、あんな番組を見るとみんな用心しようと思いますけれども、やっぱり防災意識をどう高めていくかということが前提にないと、自主防災クラブをつくりました、中身はありませんでしたじゃどうしようもないのであって、そこで聞きたいのは、非常時の備蓄倉庫は県内にどのくらいあるんですか。まあ、市町村でしょうけれども。

○岡田危機管理防災課長 食料、水等の備蓄につきましては、一義的には市町村で備蓄することになっております。各市町村でどのくらいの備蓄倉庫を持っているかにつきましては、私のほうでは現時点では把握いたしておりません。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

きのう、うちは校区の防災訓練がありました、かたったんですよ。AEDの操作とか、担架のつくり方とか、放水とかいろんな訓練がありましたけれども、備蓄倉庫の見学もあって、中を見てびっくりしたけれども、いろいろそろっているんですね。アルファ米の非常食から、堅パンから、おしめから、パンツから、何かかんか全部用意されているんですね。あれは、いざとなると非常にみんな助かるだろうなと改めて思ったんですけども、それよりも何よりも、やっぱりさっき申し上げた意識をどう高めていくかということがこれからの大きな課題で、折に触れ、危機管理あるいは消防のセッションで、そういう世論喚起をぜひお願いしたいというふうに思います。

○山口ゆたか委員長 御意見として承ります。

○鬼海洋一委員 38ページの文化企画課にかかわる予算の面でちょっと質問したいと思います。

後の報告事項で意見を申し上げようというふうに思っておりましたが、予算ですから少し質問しておきたいと思いますが、この各種文化団体の補助金2,075万1,000円が計上されております。この前、6月議会でしたか、申し上げましたように、特に企業関係のメセナの支出が非常に今少なくなっておりまして、これからの文化振興であり、あるいは伝統文化の継承、そういうものを考えていく上で、ここはやっぱり県がそういう意味では役割を果たすべきではないかというような、そういう意見を申し上げました。

この各種団体補助金等、昨年と比べてどういう状況になっているのかということと、それからあわせて、報告事項というふうに言いましたのは、県立劇場の条例が今回提案をされているわけですが、県劇が果たすべき役割というのが相当大きく、条例としてある意味では受ける側にとっては拘束されるという、こういう状況になってきているわけですが、昨年のこの予算と比べまして管理運営事業委託経費がどういう推移になったのかと、この2点、まず簡単な質問ですけども、お答えいただきたいと思います。

○吉永文化企画課長 2点御質問がございました。

まず、文化関係団体に対する補助金の問題でございます。

まず、昨年と比べてどうかという御質問でございます。基本的には、昨年並みというところでございます。先ほど委員のほうからもお話がありましたように、委員のほうからの――6月議会ですか、での質問で、知事のほうからも答弁がありましたように、県としましては、従来、こういった団体補助という形

で文化団体への支援ということを中心に置いておりましたけれども、最近では、多面的なアプローチということで、県みずからがさまざまな事業、今回新規事業も上げてありますけれども、そういった形で今後も多面的な形で文化に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。後ほど報告事項でも御説明申し上げますが、県劇条例の改正、それとセットになっております県劇の運営方針が策定されました。それに伴って、今回の管理運営委託経費、どのように影響があるのか、昨年とどうなのかということでございます。

まず、単純に申し上げますと、消費税の関係がありますので、若干それで金額が変わっておりますけれども、そういったものを除外して比較しますと、200万円ほど上乗せしております。

これも、後ほど御説明します県劇の運営方針に伴いまして、今後、県立劇場が実演芸術の拠点として、そして公立文化ホールリーダー役としてどのようにやっていくべきかということの基本となる入場者等の動向について調査するための経費を、今回上乗せして計上しております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 また報告事項の中で御意見を申し上げたいと思います。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 まず、28ページの市町村行政課にちょっと。

上の地域振興局費の(2)番の広報本部・地域振興局政策調整事業に7,000万ついているんですが、これは広域本部と地域振興局における政策企画、調整等に要する経費ということになっているんですが、これは具体的にど

ういうものなのかというのを少し細かく御説明いただけますか。

○原市町村行政課長 これは、1広域本部当たり500万、1振興局当たり500万でございますが、本部長なり振興局長が、年度当初予想しなかった事態が生じたときに、緊急的に対応する調査費とかあたりを想定いたしております。

○大西一史委員 これは、特に広域本部と地域振興局のそれぞれの連絡調整とか、そういったことにかかわる経費ではないということですか。

○原市町村行政課長 そうでございます。

○大西一史委員 この経費に絡んで、これは以前も申し上げたとおりなんですけど、やはり広域本部体制になってまだ1年、これから1年たとうとするところの中で、やはり連絡調整の中では非常に課題が多いということは、この委員会で過去にも何度か指摘をさせていただいております。

やっぱりこの経費自体がどうこうということではないですけども、本当に広域本部体制にしたことによるメリット、デメリットというのは、もういい加減、1年たてばある程度私は出てくるんじゃないかなというふうに思います。

これは、今すぐとは言いませんけれども、新年度のしかるべき時期にきちっとした検証、それから、まああんまりB/Cばかりを言うことはどうかなというふうには思うんですけども、やっぱりその辺の——人が少ない中でこういう体制をつくっているということは、その効果が発揮されているかどうかというのを見ながら、本当にこの広域本部体制がまだ今後もずっとやっていったほうがいいのか、あるいは地域振興局をもっと、逆に



言えば充実させたほうがいいのかというのは、もう少しめり張りをつけながらこれは見ていかないといけないというふうに思いますので、その辺は要望としてお願いをしておきたいと思います。

それと、市町村行政課に関連をして、29ページの県議会議員選挙費1億7,667万1,000円がついていますが、これは選挙公報の費用はこれには入っていないということではないですかね。

○原市町村行政課長 これは26年度の予算を計上いたしておりますので、選挙公報は告示後に印刷、配布するものですので、27年度を予定といたしますか、26年度分には入っておりません。

○大西一史委員 この選挙公報に関しては、ここに何名か委員の方いらっしゃいましたけれども、選挙区等検討委員会のほうで私も、選挙公報というのは熊本県でも作成すべきではないかということで御意見もいろいろ申し上げましたら、それは総務委員会のほうで議論をすべしということで西岡委員長のほうからも話があって、今実はこれに関連してということですが、来年度予算じゃなくて再来年度予算ということですが、これに関して、やっぱりほかの県でもう実施はかなりしていると思うんですが、全国の状況というのをちょっと教えていただきたいということですが、すけれども。

○原市町村行政課長 全国の状況ですが、47都道府県のうち37が発行をしております。約8割でございます。

○大西一史委員 私が聞いているところでは、九州では発行していないところは2県だけと聞いていますが、福岡と熊本県という、そういうことらしいんですが、それで間違い

ないですかね。

○原市町村行政課長 九州で発行しておりますのは、福岡と熊本の2県のみでございます。

○大西一史委員 これについては、再来年度の予算ということになるかというふうに思いますが、やはりこの選挙公報というのは、全部に必ずしも届くかどうかというのが非常に今課題だというふうにいろいろ言われていて、県議会でもいろいろ検討していく中では、本当にその費用対効果とか、そういった面がどうかということもかつて議論も上がっていました。ただ、効果という面では、これは37都道府県が採用しているということを考えれば、かなり効果はあるんじゃないかなと思うんですが、この辺の効果についてはどう認識されていますか。

○原市町村行政課長 効果につきましては、財団法人の明るい選挙推進協会というのが、前回の統一地方選挙後に3,000人の面接調査を行っております。そういう中で、有権者はどの方法で候補者を知り得たかというアンケート、ヒアリングをしておりますが、そのアンケートを見ますと、まずはポスターがトップでございますが、候補者の認知をした順番からいきますと、選挙公報が2番目、30%の方が選挙公報で候補者を知ったという回答がございます。しかも、役に立ったかどうかという質問の中では、ポスターよりも選挙公報のほうが役に立ったということで、選挙公報が役に立った項目の中ではトップの17%ということの回答もあっておりますので、有権者が候補者を知り得る手段をふやすという観点からは、選挙管理委員会としては望ましいことかなと思っております。

○大西一史委員 そういうデータが出ている

ということですが、今インターネット選挙が昨年から解禁をされて、この選挙公報も、どうやら今選挙のホームページあたりでも張りつけてとか、この前の参議院選あたりではそういった取り組みをされているということですので、今の効果ということに関しては、一応数字としては出ているということでもありますし、これは再来年度予算ということでもありますけれども、これからいろいろ考えていくということを考えれば、ぜひ予算化をしていただきますように強くお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員 これはその他で議論したいと思っておりましたが、今大西委員のほうから要望が出ましたので、私も少し申し上げておきたいと思いますが、地域振興局費、7,000万計上されております。これは、その次の——先議分の中でも少し議論になりました、37ページの地域づくりチャレンジ推進事業、これがかなり昨年度では残額が出るという、こういう状況でした。

私自身は、これまで本会議の中でも取り上げてまいりましたが、振興局そのもののあり方の問題で、政令市が誕生して丸々3年経過したわけですが、その間に、特に昨年から県としては、振興局を強化するというと同時に、そのために広域本部をつくって、いよいよ具体的に進んでまいりました。

ところが、その中でも県南、県北、それぞれ副知事からどうするのかという、本会議での答弁もいただいたわけですが、私が質問したときには、錦織部長に、県央ということでどうするのかということで答弁をいただいたわけですが、特に県央地域の位置づけあるいは振興局そのものの広域本部というものが、1年経過をしてどうなったのかということ、もう一遍どこかで議論すべきではないのかなというふうに思っています。

特に、県央地区に至っては、広域本部長とそれから局長がそのポストを兼任するという状況になっておりまして、恐らくまだ過渡的なことではないかというふうに承知しているわけですが、そういう意味で県央という地域が、どういうこれからの地域戦略を持って、特に熊本政令市との間で連携を果たしていくのかと、この辺の整理が必要だと思いますし、それは前回の一般質問の中でも検討していきますという、こういうお話でありました。

しかし、基本的には組織のありようというものが、先ほど申しましたチャレンジ推進事業のこの予算のこれからの使用、使い勝手なり何なりを含めまして、相当大きな影響を来すわけですが、基本的な組織のありようについてもう一回、まあ見直すと言いたい過ぎかもしれませんが、1年間を振り返って、少し検討してほしいというふうに思っております。

25年度で使うことができなかったこのチャレンジ事業の4億、この使い勝手を含めまして、前回の先議分の議論を聞いていただいた中で、この1年、どういうぐあいに具体的な展開をやっているのかとされているのかということ、予算の位置づけと同時に、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田地域振興課長 今委員御指摘のうち、チャレンジ推進事業についてまずお答えをさせていただきます。

先議のほうで、チャレンジ事業につきましては、1億5,000万の減額をお願いしたところでございます。平成26年度予算につきましても、4億円を要求させていただいているところでございますが、先議でも御説明しましたとおり、今後より地域に活用していただくという観点から振興局等と意見交換をさせていただきまして、来年度につきましては、大きく2つ見直しをさせていただきたいという

ふうに思っております。

1つ目でございますけれども、1つ目については、持続可能な地域活動ということをするために、複数年にわたる継続支援の導入をさせていただきたいというふうに考えております。

2つ目でございますが、2つ目については、従来間接補助の形で市町村に補助をして地域団体に行くという形になっておりましたが、より機動的な補助金とするために、直接補助の導入をさせていただきたいというふうに思っております。

こういう形で、地域から上がってきた御意見を踏まえて、制度改正をより柔軟な形で運用できるようにやらせていただきたいというふうに考えております。

また、制度周知の取り組みとしまして、来年度に向けて、既に本年度から地域づくり講演会の実施ということで、講演会の定員200名のところを30名程度上回る方も来ていただいております。また、コミュニティービジネスセミナーということも実施させていただいております。こちら定員を上回る数の皆様に御参加いただいております。

あとは、市町村研修会というものも今年度実施させていただきまして、26年度当初から地域の皆様に使っていただけるように、本年度から26年度に向けた周知活動をやらせていただいておりますので、来年度につきましては、今年度以上に使ってもらえるよう、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○原市町村行政課長 市町村行政課でございます。

先ほどもお答えしましたように、新広域本部と振興局の政策調整事業費7,000万につきましては、これまでは地域振興課の地域づくりあるいは観光にも重複する部分もございましたので、そこは整理をいたしまして、先ほ

ど御説明しましたように、本部長なり局長が迅速、機動的に対応できる事案が生じた場合に使うように、予算の使途を見直しているところでございます。

○鬼海洋一委員 今回の手直しといえますか、継続支援であり、直接補助の導入という、こういうことで少し中身を充実させたいという、そういうお話をいただきました。

非常に重要だというふうに思いますが、じゃあどこでそれを把握するのかということに、やっぱり知事も先般の本会議の中で答弁されましたように、振興局はかかりつけ医みたいなものだという、こういうお話をいただいているわけでありましてけれども、その意味では振興局そのものがそういう役割を担えるような状況になっていっているのかどうか、あるいはあるのかどうかということがもう一方で問われる課題ではないかというふうに思っています。

そのために、組織のありようの問題の中で広域本部をつくられたわけでありましてけれども、広域本部と、今知事の言葉を引用いたしましたけれども、かかりつけ医という意味での位置づけ、これがどういうぐあいに機能的にうまく回転していくのかどうかということが、ちょうど1年たってみて、この辺でもう一回見詰め直していく必要があるんじゃないかなというふうに、率直に私地域にいる中で考えています。

それからもう1つ、さっき言いましたように、特に県央地域になりますと、これはもう人事の矛盾だというふうに思いますが、局長と本部長が兼任をするという状況になっているわけでありまして、これはどういう人事上の問題があるかわかりませんが、やっぱりその辺は少し単純化をするほうがいいのではないかなというふうに思います。

ここで今私がこういう発言をしたから一気に変わるんじゃないというふうに思います

けれども、そういう思いを含めて見ているということをご理解いただきまして、やっぱりできるだけ地域が、さっき言ったように、市町村との連携であり、そういう要望がどこにあるかということを見ていくという役割を果たしていく上でも、振興局が働きやすいような組織機構のありようを考えていただきたいというふうに思います。

○氷室雄一郎委員 前回の委員会でも同じような質問をしたんですけれども、今回は3つの柱を立てて、複数年度にわたるまた直接補助、また広報活動もしっかりやると。かなり大きな4億円という、まあ使い勝手がいいのか悪いのかということで、今までさまざま論議があつてきたわけでございますけれども、直接補助という、じゃあ対費用効果という面から見ると果たしてどうなのかという疑問点もございましてけれども、これだけまた出してこられたという以上は、鬼海先生がおっしゃったような、組織のあり方も含めて、しっかり私たちも見守っていかなくちゃいかぬし、また、執行部の皆さんでしっかり有効的な活用ができるように要望しておきたいと思っております。

関連して、ちょっと違う件でございますけれども、交通政策課にちょっとお尋ねしたいんですが、40ページですけれども、前年度から比べますと、大体4億2,600万ぐらいの計画調査費なるものは増額になっているわけですが、これが増額になって、あと、その説明欄にありますけれども、これはどこに配分されておるんですか。かなり大きな額ですけれども。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

ただいま委員御指摘がありました計画調査費の増額分につきましては、右の説明欄の空港整備促進費、この中の阿蘇くまもと空港の

広域防災拠点整備費、この整備費に5億3,000万という金額を計上しております。今年度の対前年増加しております4億数千万のうちの主なものは、この広域防災拠点の整備費用5億3,000万でございます。

少し下がっているじゃないかというお話になりますと、その下の(2)天草エアラインの整備費がございまして、これが対前年で1億円余下がっております。差し引きが、この比較のところには上がっている数字となっております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 大体わかりましたけれども、じゃあ1番のこの肥薩おれんじ鉄道関連事業というのは、大体これはこのぐらいの額を毎年組んでおられるんですか。

○中川交通政策課長 肥薩おれんじ鉄道につきましては、今年度、若干支援の補助費は上がっております。ただ、昨年と比較しますと、水俣駅の整備費がございまして、その事業が丸々なくなっております。差し引きの金額で1億7,800万円余となっております。対前年で3,500万ほど増額しております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 もう1点ですけれども、この2番の地域交通企画調整事業ということで、これもかなり大きい、まあ5億400万ですけれども、この地方バス運行支援、これの推移というのは、これは毎年ふえているような感じを受けるんですけれども、その辺の推移はどうなんですか。

○中川交通政策課長 地方バスに関する支援の内訳は、国庫補助と県単独の交付金がございます。対前年と比較しますと、交付金のほうが1,000万円余減額しております。トータルとしまして地方バス分で3億2,500万円

余となっております。昨年と比較して1,000万円の減額となっております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 県単独のほうはそう変わってはいないんですか。

○中川交通政策課長 県単独の交付金のほうが1,000万円余減額になっております。国庫補助のほうが1億2,000万円、これは対前年同額でございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○大西一史委員 今の交通政策課の空港整備促進費についてちょっとお尋ねなんですけれども、国際線の定期便あるいはチャーター便ということで、いろいろ今動きを強めていらっしゃるんですけど、これまでもいろいろ運動をしてきたという中で、なかなか頑張ってチャーター便を飛ばしたりしていると思うんですが、ただ、国際線の空港施設の維持管理コストというのは結構やはりかかるのではないかなというふうに思うんですね。そう考えると、今の利用状況から考えると、かなり収支バランスというのはあんまりよくないのではないかなというふうに思うんですが、その点をちょっと教えていただきたいというのが1点。

それと、1便大体国際線を飛ばすために、あそこを今、週3回は必ずオープンをしているというふうに思いますが、そこにかかるコストというのは大体どのくらいとはじいておられるのかをお聞かせください。

○中川交通政策課長 阿蘇くまもと空港の場合は、国管理の空港となっております。そうございまして、メインであります管制の部分が1つ、それが国の経費となっております。

また、空港の維持管理費、滑走路の修理等でございます。これも国の直接の事業となっております。したがって、メンテナンスの分で県が負担をしておりますのは、今回予算で計上しています国直轄事業負担金、これが1億7,300万円余となっております。これがランニングの部分の負担でございます。その他、空港ビルのほうがエアポートのサービスの部分を担っております。したがって、私どものほうでトータルの国際線を飛ばすための費用というのを――トータルの分は、なかなか今すぐに数字は持っておりません。今予算計上しております直轄事業負担金、これが空港の維持の分、それともう1つ、国際線の振興協議会の負担金というのがございます。これが、昨年度、約1億円に對しまして、26年度、1億4,000万円ほど計上させていただいております。その分が私どもの県の負担ということでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 国際線に関しては、国の直轄空港であり、管理費、その他も国のほうでということなんですけど、全国的にいろいろ聞いてみると、こういう国の費用も、できるだけ地元で持ってくださいというような流れがあるようなんですが、そういった流れは何か御存じですか。

○中川交通政策課長 今、大きく国のほうで空港の経営改革ということで、ただいま私が御説明させていただきました国が直接管理する部分、それから空港ビルとしてサービスを維持する部分、それと、今説明はいたしておりませんが、空港の駐車場でございます。これは空港環境整備協会が特殊法人として管理しておりますが、この3つを1つにして運営したほうがメリットがあるのではないかとこの動きがございます。その法律に基づき、先行して動いておりますのが仙台の空港でござ

います。仙台の空港が、27年度ぐらいから一括の管理というのを施行しようとして今動いております。

私どもはどうかといいますと、今お話ししましたばらばらのこの費用の中で、特に空港のメンテナンスの部分、これはかなりロングスパンで見ますと費用がかかるのではないかという面も持っております、先行する仙台の状況をしっかり見守った上で対応していきたいということで、今ビル等と勉強会をしているところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 今いろいろ勉強会をなさっているというようなふうに聞きましたので、ある程度は想定をされながら動いておられるのかなというふうに思いますが、そういった全国的なトレンドがやっぱりあるということを見ると、チャーター便にしる、定期便にしる、どう就航させるかというのは、例えばオール九州で考えたときに、熊本が本当にそのこの目的地に向かって飛ばすほうが適当なのかどうなのかというのをよく精査しなければならぬだろうと思います。

これは、やっぱり飛ばしてみても、赤字だけども県費をどんどんどんどんつぎ込んで誘致合戦をすとかというのは、きのうの道州制の議論からしても、多分おかしいというふうな話になってくるんじゃないかなと思うんですよね。熊本でやっぱり空港の利便性が高まるということと同時に、エリア全体で考えたときにどうかという視点が今後は必要になってくるんじゃないかなと思うんですよね。

だから、別に今やっていることを否定しているわけではないんだけど、そういう将来的なコストの試算であるとか、そういったことをやっぱりしっかり検証をしながら、それと同時に、誘致にしたって、定期便にしたって、チャーター便にしたって運動していかないと、なかなかそれは立地条件、その他か

らもこれは優位性が見い出せないということが将来的に出てくるのではないかなというふうに思いますので、その点は検討していただきますようお願いをしておきます。

○中川交通政策課長 今国際線についてアドバイスをいただきましてありがとうございます。

私どもは、国際線につきましては、以前から議会等の皆様からバランス感覚を持って進めろという御指摘を受けておまして、私ども、しっかり現状の人の出入り等を見ながら誘致の優先順位等を考えております。

1つ、そういった勉強会をしていく中で、私どもが見ているところは、九州の真ん中にあるという特性は、逆にこれからは生かせるんじゃないかという、逆に見ております。今、先行している福岡が、かなり路線が集中しています。あそこは、世界的に見てかなり利便性の高い、特にアクセスの強い空港でございます、集中しておりますが、その集中しているがゆえに、今空中で待機をしなければならぬように集中し過ぎていて、さらにあそこに投資をしなければいけないというようなことになっています。

一方、私どもの空港は、国際線も十分戦える3,000メートルの滑走路を持っていて、新しく空港をつくるというのであれば、これはしっかり考えなきゃいけないんですけども、私どもの観点としましては、今持っています、地域にありますこの資産としての空港をしっかりと生かす、誘致するだけで逆に済むという観点でやらせていただいております。

県民の方の福岡の利用が、全体の海外の利用の方のうちの70数%が今福岡の利用になっています。地元は本当4%ぐらいです。この70数%が福岡を使わざるを得ない現状というのは、私どもは逆に少しの——誘致する際にはしばらくはちょっとコストがかかるんです

けれども、長い目で見たら、県民の逸失利益とか考えたら、十分バランスがとれるのではないかと思ってですね。でも、かつ路線は選びつつ、進めているところでございます。御指摘ありがとうございます。

以上でございます。

○大西一史委員 今の答弁に対してはあれなんですけど、やっぱりそれであれば、福岡空港との本当に役割分担、機能分担というのをやっつけていかなきゃいけないと思うんですよ。九州のほかの県で、鹿児島も飛ばし、宮崎も飛ばし、本当に国際線を各空港で飛ばす必要がそこまであるのかという議論も一方ではあると思うんですよ。

だから、そういう意味で、福岡あたりとの——今の現実的な状況を考えると、協議というのはしておられるというふうに認識しているんですかね、今のは。福岡県あたりとの当局との機能分担ということ、あるいは福岡空港と熊本空港との協議というのはいかなされてるんですかね。

○中川交通政策課長 現時点では、私どものほうが、福岡空港との役割分担をどうするかというのを勉強している段階でございます。まだそこまで具体には至っておりません。

ただ、一方、インバウンド、外からお客さんを入れるという観光インバウンドの面からは、九州観光推進機構という組織も既にでき上がってしまっていて、九州で一緒に頑張ろうという動きになっております。オーバーフローしている福岡を、逆に——さまざまな空港が九州にありますので、インとアウトを別々に活用するなど効率的にやれるんじゃないかと、そういうお話はさせていただいております。

以上でございます。

○大西一史委員 じゃあ、そういうことも含めてですけども、具体的な協議を、そこまでおっしゃるのであれば、もっと進めていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、ごめんなさい、交通政策課に。

1番目のこの交通整備促進費の(2)の地域交通企画調整事業には、今課題となっている、以前から私も議論させていただいているバスのICカードの費用というのは、これはここの中に含まれていますかね、負担金というのは。

○中川交通政策課長 ICカードの負担金につきましては、現在、まだ事業者、市等と協議をしている最中でございますので、現時点ではまだ負担金計上はいたしておりません。

以上でございます。

○大西一史委員 ということは、今後負担金は計上していかれるということであるだろうというふうに思います。

報道では聞いておりましたけれども、地域カードというのを独自にバス事業者さんがつくられるということで、これはもう去年私もさんざんいろいろ議会でも議論したけれども、結果としてそうなってしまったと。この片利用の部分に関しては、県のほうも、ある程度の応分の負担をして利便性を高めるということで今協議をされているということなんですけれども、そうすると、これは補正で対応するということよろしいんですかね。

○中川交通政策課長 予算の計上時期も含めまして、どれだけの費用負担にするかも含めまして整理をさせていただいた上で、また議会に御相談させていただければと思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 このICカード乗車券については、いろいろある中で、結局全国相互利用型を県としても推進をしてきたんだけど、そのほうが利便性も高まるし、コストもある意味では抑えられる部分もあるというようなことがあってそうやってきたわけですね。ところが、それに対しての費用負担がやっぱり出てくるということは、これは利便性を高めるために県もそこには協力しようという考え方なんだろうと思うんですけども、そもそもこれは地域カードという選択肢をバス事業者さんがしなければ発生しなかった費用ということでもいいですね。

○中川交通政策課長 今、いわゆる片利用システムといいますのは、地域型タイプのカードと、御指摘のとおり、相互利用型タイプが併存しているがゆえに発生するシステムということでは間違いございません。

○大西一史委員 ですね。ということを考えれば、これから公費負担のあり方とかはいろいろな協議の場で詰めていかれるというふうに思うんですが、それだけの片利用の費用がかかるということであれば、バス事業者さんなりが今計画をされているこの地域カードというのも、やはり多くの皆さんにより利便性が高い、メリットが高いようなシステムでないと、公的に県からお金を出すという根拠が私はなくなると思うんですよ。

だから、そういう意味では、この地域カードは事業者がやるから、事業者の中で全部決めさせてくれというんじゃないで、応分の片利用の負担をするのであれば、より利便性が高いもので——地域カードを選ぼうが、市電が使っているでんでんnimocaを選ぼうが、全国のSUGOCAとかそういったカードを選ぼうが、どれを選ぼうがやっぱり同じような利便性、もっと言えば、この地域カードをもっとプラスアルファの価値を持っても

らえるように——もうここまで来たのであれば、しっかりお願いをしていただきたいと思います。その辺の決意を聞かせてほしい。

○中川交通政策課長 利用される方にとってのサービスをいかに高めるかという視点は非常に重要だと考えておりますので、私どもとしましても、引き続き、導入されるカードに、できるだけ現状よりもサービス向上が実現できるような申し入れをしていきたい、強く申し入れをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○錦織企画振興部長 1点補足させていただきます。

今回、地域カードと相互利用系のカードを片利用システムでつなぐという、なぜ片利用システムを入れるかという目的でございますが、1つは、大西委員の御指摘のように、既存の県内の利用者の方々が、今の利用サービスの水準を落とさないようにするというのは最低限のラインであろうかと思っております。一方で、今回支援をいたしますもう一つの大きな理由は、県外からのお客様が相互利用系のカードを持ってこられて、それが熊本県下できちんと使えるというものを準備することも観光の振興のためにも必要だと考えておりますので、この2つをよく評価しながら、全体として利用者にとってメリットが高いものを維持していくと、そういう立場で臨んでいきたいと思っております。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 先ほどの大西委員の県議選の選挙公報ですけれども、私も賛成です。それぞれ候補者のエキスが登場するから、県の抱える問題点とかあるいは地域の抱える問題点とかというのが浮き彫りにされて、非常に県



民に対して関心を高めることにもつながっていくし、選挙の関心も高まり、投票率も上がると思うんですね。

そこで、県は「県からのたより」というのを一般県民向けに——全戸配布ですか、出しておられますけれども、これはどのくらい経費がかかっているんですか。

○坂本広報課長 「県からのたより」の広報経費ですが、今58万5,000戸に配布をしております。新聞折り込みをする経費と、それと企画制作をする経費、印刷をする経費がございます。新聞折り込み等の配布経費が1,700万、そして、企画制作、印刷の経費が1,900万程度でございます。

○岩下栄一委員 これは業者に委託しているわけですか、それとも県で独自につくっているんですか。

○坂本広報課長 企画制作委託について、業者に委託をしております。それと、発送業務、印刷業務、そして折り込み業務、それぞれ業者に委託をしております。

○岩下栄一委員 選挙公報だったら、別に業者に作成を委託することがなくて、候補者がそれぞれ出してくるからお金はかからないので、印刷代だけですかね、問題は。そうかからぬよね、お金は。これはできるんじゃないですか、もう来年度から。

○原市町村行政課長 選挙公報に要する経費でございますが、原稿は候補者の方から出していただきますが、それを県のほうで印刷する経費がかかります。それと、あとは市町村で、それぞれ市町村のやり方で配布に要します経費がございますので、合わせますと3,000万前後の経費がかかると予測をしております。

○岩下栄一委員 まあ、かかることはかかるね。わかりました。できるだけこれはやりましょうよ。

そこで、これはこれでいいんですけれども、もう1点、ページ38の新規事業、熊本タイプ博物館整備事業に3億8,000万ということで、えらいお金がかかっているこの中身をちょっと説明してください。

○吉永文化企画課長 委員からの御質問でございます熊本タイプ博物館整備事業、3億8,200万円余の内訳でございます。

まず、大きく分けまして広場整備事業、それと、いわゆる熊本タイプのコンテンツ、中身ですね。中身の充実の費用と、大きく分けて2つになろうかと思えます。

まず、広場整備事業といたしましては、3億5,000万組んでおります。一方、博物館のいわゆる中身のコンテンツの部分については、その残余の部分でございます。データベース構築に向けた資料の整理あるいは学芸員人材バンク制度の調査、調査研究センターの整備、調査等々の中身に関する調査経費でございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 広場整備にほとんどですね、結局は。まあ、県立博物館構想断念を非常に残念に思っている一人ですけれども、こんなお金をかけるんだったら、県立博物館できたかもしれぬなと思っております。

要するに、博物館というのは中身が問題だから、広場って、建物の前の広っぱでしょう、県民が遊ぶという。

○吉永文化企画課長 そうでございます。あそこが旧運転免許試験場になっておりますけれども、後背地の部分の広場のところで、くしくも、今年の3月ごろ、包括外部監査でそ

の利活用について厳しい御指摘があったというところがございます。

ここについては、熊本タイプ博物館がいわゆる学芸・文教施設であることから、それにふさわしい施設、なおかつ地域に親しまれやすい広場ということで整備してまいりたいと考えております。

○岩下栄一委員 いろいろ努力されていることはよくわかっていますけれども、新熊本タイプというのがまだよく見えないものですかね。ぜひ、あの……。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 41ページ、情報企画課の電子県庁構築事業が計上されていますが、電子県庁とちょっと絡む話なんですけど、去年の6月14日に政府が閣議決定をした世界最先端のIT国家創造宣言というのがありますけれども、ここにビッグデータとかオープンデータの活用ということの推進がうたわれていて、公共データをできるだけ民間に開放するよというように示されているんですが、そういった経費はこの中に入っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○家入情報企画課長 今大西委員からお話がありましたように、IT戦略の中で、国のオープンデータ戦略としまして、平成27年度末までに先進国並みの環境を整えるというようなことで、今いろんなルールづくりとか検討が行われておまして、本県においても、そのあたりの動きを見ながら勉強してまいりたいと思っておりますが、予算的には26年度予算には計上しておりません。

○大西一史委員 予算計上していないということで、これからだろうというふうに思います。

国の動きも、政府予算案に今調査費がやっという、これからそういう、例えば防災とか減災にこういうものが利用できるのではないかというような議論をされていて、あとデータカタログというようなことで、行政が持つデータをインターネットでオープンにして、それを自由に加工して民間の皆さんが活用できるようなサイトも、内閣のほうで試行版を今つくっておられますよね。

こういったことは、ほかの県でも先進的に、静岡県であるとか、福井県であるとか、青森県であるとか、幾つかの県でもこういったことを先進的に今取り組もうとしています。こういった取り組みをちょっとキャッチアップをしていただいて、まあ予算に入らないとはいえ、いろいろとそういう勉強するような経費はどこから捻出していただいて、こういったものをしっかり取り入れられるようにですね。それと、国の戦略と整合性がきちっととれるようにやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○橋口海平副委員長 37ページにロアッソ熊本支援というのがありますが、熊本にはあとプロバスケットチームのヴォルターズがあります。熊本は、小学生はミニバスケットというのが盛んですので、ぜひヴォルターズの支援も今後考えていただきますよう要望をいたします。

○山口ゆたか委員長 じゃあ、要望ということで承ります。

ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、第41号、第44号、第51号、第55号、第61号から第72号まで及び第97号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 御異議なしと認め、一括して採決します。

議案第41号外16件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号外16件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、請願について、採決に入ります。

請第43号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 採択と不採択ということですので、採択についてお諮りします。

請第43号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口ゆたか委員長 挙手少数と認めます。よって、請第43号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請第44号について、採決に入ります。

44号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 採択と不採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第44号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口ゆたか委員長 挙手多数と認めます。よって、請第44号は、採択とすることに決定しました。

ただいま採択と決定しました請第44号は、

国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書の案について、事務局から配付させます。

（書記意見書(案)配付）

○山口ゆたか委員長 意見書の内容につきましては、配付いたしました書類のとおりとなっております。

意見書の内容は、この案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。

この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、そのように諮ります。

これから報告に入りたいと思いますが、10分程度休憩をした後、再開したいと思います。開始を14時20分にしたいと思います。

暫時休憩といたします。

午後2時8分休憩

---

午後2時18分開議

○山口ゆたか委員長 それでは次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

熊本県における条例等の制定指針につきまして御報告申し上げます。

指針本文は9ページとなっております。1枚紙の指針の概要によりまして、省略しながら御説明申し上げます。

まず、指針を策定する趣旨についてでございます。

この指針は、どのような事項を条例、規則、または要綱等として規定することが適切と考えるのか、また、条例等の制定、運用、点検についての基本的な考え方を明らかにすることを目的として策定したところでございます。

その前提といたしまして、第1に、条例等を取り巻く環境について、第2に、条例等の現状及び課題について、第3として、本指針の必要性及び目的について記載しております。説明は省略させていただきます。

第4及び第5が具体的な取り組みとなっております。

まず、第4でございます。

条例等の制定及び活用の方針につきましては、まず制定方式は、実現を目指す政策の内容、県民の権利義務との関係を考慮して、最も適切なものを選択することとし、条例、規則、要綱等、それぞれの規定形式を選択する場合の類例、その考え方を掲げてございます。

さらに、具体的取り組みといたしまして、条例の有する機能を生かして、本県独自の政策的な条例の制定に努めること、既存の要綱等で規制的内容または権利義務に関する事項について定めているもの、または一定の作為や不作為を求める行政指導の根拠となっているものについて必要な見直しを進め、条例化、規則化等を検討すること、要綱等の公表を進めること、行政分野ごとの条例等の体系的整理を検討すること、条例等に関する情報の県民への提供方法の見直しを進めること、条例等の検討手続への県民参加の促進を図る

こと等を掲げております。

次に、第5でございます。

指針の実効性の確保につきましては、まず推進体制としまして、条例等の制定に当たって、県政情報文書課が担当課の検討について支援していくこととし、また、職員の法能力の向上のための研修を体系的に整備することとしております。

次に、条例等の定期的な点検として、社会情勢の変動、法令の改正等を踏まえて点検を行うこととし、点検については、条例等の概要調査を行い、必要性の高いものから順次点検を実施することを計画的に考えてございます。

また、この指針に掲げた具体的取り組みにつきましては、県政情報文書課において適切に進行管理を行うこととしております。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

いじめ防止対策について御報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

いじめ防止対策の根拠法でありますいじめ防止対策推進法につきましては、平成25年12月の当委員会で概略を御説明申し上げますので、本日は詳しい説明は割愛いたしますが、県の役割といたしまして、いじめの防止等に関する措置として、いじめの防止基本方針の策定、いじめ問題対策連絡協議会の設置が求められております。

まず、ローマ数字Ⅰの熊本県いじめ防止基本方針についてでございます。

県の基本方針は、1、目的に記載のとおり、本県が、市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものでございま

す。既に、平成25年12月、私学も含めた県の基本方針を策定済みでございます。

2の概要でございます。①の基本方針の構成は3部構成になっております。第1部は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向について、基本理念や基本的考え方などを、第2部は、いじめの防止等のための対策の内容について、本県が実施する施策、学校が実施すべき施策や重大事態への対処、第3部は、基本方針の見直しの検討などについて記載しております。

次に、②の組織の設置等についてでございますが、法律で県や学校に設置することとされているアからエまでの組織について、その目的等を整理しているところでございます。

③でございます。県の基本方針の特徴としましては、いじめの防止等に関する基本的な考え方として、単にいじめをなくす取り組みにとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において、いじめをしない、いじめをさせない、いじめに負けない集団づくりを進めることなどが必要であることなど、知事が教育再生実行会議で述べてこられたことなどを参考に、県独自の考えを盛り込んでおります。

3の今後についてでございますが、既に県の基本方針の周知を図っておりますので、学校のいじめ防止基本方針策定の支援を行い、学校、家庭、地域等が密接に連携していじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめ防止等の対策がさらに充実するように取り組んでまいります。

次に、ローマ数字のⅡの熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例について御報告いたします。

本条例は、教育警察常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する内容も含んでおりますので、その概要について御報告させていただきます。資料裏面の熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例の概要を

ごらんください。

まず、1の条例制定の趣旨についてでございます。

本条例は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、熊本県いじめ問題対策連絡協議会を置き、その組織等に関し必要な事項について定めるものでございます。

次に、2の内容についてでございます。

協議会の組織につきましては、知事が指定する学校、県及び知事が指定する市町村の教育委員会、県または市が設置する児童相談所、熊本地方法務局、県警察ほか、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する機関及び団体、その他の知事が必要と認めるものをもって構成すること、協議会において、協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するよう努めるものとする、協議会の庶務については、県教育委員会事務局において処理すること等となっております。

条例の施行期日は、平成26年4月1日でございます。

いじめ防止対策についての説明は以上でございます。

次に、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの策定について御報告させていただきます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

この計画は、2月県議会の教育警察常任委員会での付託審議となっておりますが、本委員会に関連する内容も含んでおりますので、その概要について簡潔に御報告させていただきます。

1の目的にありますように、今年度で現在の計画の計画期間が満了するため、今後の取り組みの方向性を示す新たな計画を策定するものです。

2の概要ですが、この計画は、教育基本法に基づき県が策定する教育振興基本計画で、

計画期間は平成26年度から30年度までの5年間となっております。

主な内容ですが、②の計画の対象は、現行計画と同様、教育委員会のみならず、知事部局、警察本部で所管する教育に関する事項についてとされており、私学も含めた県全体の基本計画となっております。

資料の裏面、2ページをお願いいたします。

③の構成でございますが、基本理念は、郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくりとしており、今回新たに熊本の人づくりを明確化した4つの目指すべき姿を示しております。この家庭教育を中心とした教育、命を大切にす心育成、熊本に誇りを持つこと、夢の実現を目指すことを重視している点は、本計画の特色となるものでございます。

この基本理念や目指すべき姿を実現するため、今後5カ年間で重点的に取り組む事項、夢をかなえるミッションや取り組みの基本的方向を示しております。

資料の3ページ以降に、概要版をつけさせていただきます。

3ページには、ただいま御説明しました策定の趣旨、基本理念について、4ページには、この計画の重要なポイントであります夢をかなえるミッションと、施策体系として11の取り組みの基本的方向性を記載しています。

夢をかなえるミッションは、子供たちの夢をしっかり応援したいとの思いから、夢をキーワードとして、夢を育む、夢を広げる、夢を支えるの3つの観点から11の重点取り組みを掲げており、例えば、家庭教育支援にしっかり取り組みます、いじめのない学校をつくりますといった具体的なメッセージと、その到達度をはかる目標を設定いたしております。

基本的方向性は、幼児期、青少年期、成年

期のおおむねライフステージごとに取り組みの指針となる11の柱と取り組み事項、主な施策を示しております。

私学学校関係につきましては、右の施策体系の⑤ふるさとを愛する心、国際的な視野、夢をかなえる力を育むの取り組み事項の17に、私立学校の振興(熊本時習館構想の推進)について記載するほか、その他の取り組み事項の中にも私学関係の施策を盛り込んでおります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村合併の検証につきまして御報告いたします。

まず、検証の趣旨でございますが、ごらんのとおり、平成25年度から27年度にかけて、多くの合併市町村が合併10周年の節目を迎えます。そこで、この10周年を契機としまして、今後の合併市町村の支援につながるよう、市町村と連携しまして、合併の効果や課題を整理し、客観的かつ総合的な検証を実施いたします。

2の検証方針ですが、①客観性の確保を図ること、②住民の声を検証に反映させること、③データに基づいた分析を行う、この3つの方針をもとに検証に取り組みます。

このため、今回の検証は、大学等の研究機関と連携しまして、住民や団体へのアンケートやヒアリング、行財政データの分析を行いますとともに、学識経験者や住民代表等から成る有識者会議を設置し、さらなる客観性を確保することとしております。

3点目の有識者会議でございますが、仮称ではございますが、このような有識者会議を設置いたしまして、各委員のさまざまな視点から、県が行います検証作業に対しまして、適宜意見や助言をいただく位置づけとしております。

2ページ目をお願いいたします。

これまで説明しました検証体制を図にあらわしたものでございます。

5の検証スケジュールですが、26年度に入りましたら、直ちに大学等の研究機関と委託契約を結び、有識者会議を設置しまして検証作業に入ります。27年の3月までには検証結果を公表する予定としております。なお、県議会には、検証の進捗状況等を適宜報告してまいります。

6点目ですが、予算は、先ほど御説明しましたように、必要な費用687万7,000円を計上いたしております。

参考までに、昨年6月の当委員会でも御報告し、さまざまな御意見をいただきましたので、それを参考に全国の先進事例を訪問調査いたしまして、現在、本県の検証作業の参考とすべく、さまざまな準備を行っている段階でございます。

報告は以上でございます。

○吉田地域振興課長 地域振興課です。

くまもと移住定住促進戦略(案)について御説明させていただきます。

A3の概要版をごらんください。

まず、本県を取り巻く環境についてですが、全国を上回る人口減少が見込まれ、30年後には35万人が減少すると予測されています。一方で、都市住民の地方回帰ニーズは拡大しており、移住促進の全国組織であるふるさと回帰支援センターへの相談件数も、5年前の3倍となっているというふうに聞いております。

また、九州新幹線開業や政令市の誕生、くまモン効果等により着実に本県の魅力も高まっており、ふるさと回帰センターが行った2013年の移住希望地域ランキングでは、過去最高の5位となっているところでございます。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの弱体化や地域社会の活力低下が加速度的に進むと懸念される中、地域が

必要とする人を外部から呼び込んで、一緒に地域づくりを行うことができる移住施策は、地域活性化の推進のために大変重要であるというふうに考えているところでございます。

そこで、今回、移住・定住人口の拡大に向けた施策の総合的かつ積極的な推進のため、県や市町村の役割を明確にし、県の具体的な取り組み施策等を示したくまもと移住定住促進戦略を策定することといたしました。

なお、ここで示す移住、定住とは、定住を目的とした県外からの生活拠点の移動と定義させていただいているところでございます。

中段の左側をごらんください。

核心を突く取り組みを実践するため、移住・定住施策を進める上での課題を明確化しております。課題については4つ、移住・定住促進に対する取り組み意識、受け入れ体制の整備不足、不十分な情報発信、断片的な移住・定住施策の実施の4つのカテゴリーに分けて整理しております。

これらの課題に県や市町村が連携して取り組むため、それぞれの役割について明確化しております。県の役割は3つ、熊本県が選ばれるための窓口、県全体で取り組むことが効果的、効率的な施策の推進、市町村が実施する施策の支援となっております。

同じ枠内に、この役割を踏まえて県が実施する取り組みについて、左側に掲げた課題の4つのカテゴリーに対応する形で記載をしております。また、主な取り組みについては、その目標値を設定しており、成果が見える化を図り、推進することとしております。

まず、総括的な施策として、くまもと移住定住促進戦略推進協議会を新たに設置することとしております。この協議会には、行政だけでなく、NPO法人等の地域団体や民間企業、有識者等もメンバーとして参画してもらい、今後の戦略の方向性を含めた情報の共有化や共通課題の検討を行うなど、施策推進のエンジンとして機能させることとしておりま

す。

また、移住、定住の促進に対する機運の高揚を図るための施策として、団体間のネットワークの促進等による地域団体の育成支援を図るとともに、市町村や地域間における取り組み意識の格差を解消していくため、くまもと移住・定住研修会を開催し、市町村職員等の研修を行います。

また、各市町村の施策展開の参考になるよう、各市町村との意見交換を踏まえて、この戦略の中で、各地域における移住・定住促進のための主な取り組みイメージを作成しているところでございます。

次に、受け入れ体制の整備についてですが、相談体制については、Uターンの就職相談や新規就農の相談など、県においても相談窓口は分かれており、多面的な相談に十分に応じ切れていない状況もあることから、総合相談窓口の設置を行うことで相談体制の強化を図ることとしております。

また、ニーズに応じた相談体制の検討を行うとともに、市町村の相談体制の充実についても、地域づくり夢チャレンジ推進事業等で支援することとしております。

住まい探しの支援につきましては、熊本県移住・定住ポータルサイトを活用して行っております空き家情報等の提供について、不動産団体等と連携した情報発信や適宜の更新が容易なシステムの構築を行うこととしております。また、夢チャレによりまして、市町村が行う空き家改修による住宅提供等の支援も行ってまいります。

仕事探しの支援につきましては、U・Iターン者への就職支援や農林水産業への新規就農者に対する総合的な支援を実施するだけでなく、新たに起業する方々への支援も行っているところでございます。また、情報基盤整備等を含む移住環境の整備も促進することとしています。

次に、情報発信の充実についてですが、現

在月2,000件以上のアクセスがあっている熊本県移住・定住ポータルサイトのさらなる活用を図るとともに、昨年作成した移住促進ガイドブック「くまもとくらす」や各種情報誌を活用した積極的な情報発信を行ってまいります。

また、移住・交流推進機構JOINやふるさと回帰支援センターなど、全国組織を活用した情報収集や会員、民間企業等との連携による情報発信を推進するとともに、福岡での移住・定住フェアの出展等による福岡通勤者への積極的な情報発信を行います。

最後に、体系的な移住・定住施策の推進のため、移住に至るには交流がきっかけになることも多いことから、新設するくまもと移住定住促進戦略推進協議会等を活用して、交流から移住への展開を踏まえた関係機関等とのさらなる連携を推進します。

また、大都市圏において、移住希望者の相談に直接応じる相談会の県独自開催を拡大するとともに、全国組織の移住フェアへの積極的参加を推進します。

相談会やフェア開催と連動して市町村が行う移住交流体験ツアーやお試し移住などの具体策についても、夢チャレによる支援を行うとともに、県の東京事務所等とさらに連携した施策の推進を図ります。

さらに、県の取り組みだけでなく、実際に移住者の受け入れを行う市町村に対しても、その役割を今回明確化しております。

市町村の役割につきましては、地域の魅力を生かした具体的な施策の展開、受け入れ体制、移住後の支援体制の整備推進、県や地域と連携した施策の推進としております。

この役割を踏まえて市町村の取り組みを記載しており、市町村が具体的な施策を実施する際に役立ててもらうため、地域住民の意識啓発と受け入れの合意形成など、課題のカテゴリー別に施策検討の際の留意点や、計20以上の全国の取り組み事例も紹介しているところ



ろでございます。

以上が戦略案の概要でございます。

今後は、この戦略策定を機に、施策推進のエンジンであるくまもと移住定住促進戦略推進協議会を中心に、県、市町村、民間団体等の関係機関が連携を図り、移住・定住施策による地域活性化のさらなる推進を図ってまいります。

以上でございます。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

報告事項の⑥熊本県立劇場運営方針(案)でございます。先ほど御審議いただきました熊本県立劇場条例改正案に関連するものでございます。

お手元には、別冊資料として1枚紙の熊本県立劇場運営方針(案)の概要、それと、2枚紙の熊本県立劇場運営方針(案)がございます。これから、1枚紙の概要に沿って御説明申し上げます。

まず、点線囲みの中をごらんください。

平成24年6月、劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する法律、いわゆる劇場法と呼んでおりますけれども、これが施行され、翌25年3月には、同法に基づく国の指針が施行され、自治体には、その設置する文化ホールに関する運営方針の策定が求められました。

本県では、全国に先駆け、有識者による検討会を開催して素案を作成し、パブコメを経て熊本県立劇場運営方針(案)を作成いたしました。

次に、運営方針(案)の概要でございます。

1から8までの項目で構成されております。

まず、1、理念でございます。県立劇場が果たすべき役割について記載しております。

まず初めに、劇場等は、地域の発展を支える新しい広場であり、次世代の文化芸術を支える人材を育成する未来への窓としての役割を担う地域の文化拠点であるということ、次

に、県内文化ホールの中核として指導的な立場を果たす県劇の役割を明らかにし、その役割を将来にわたって果たしていくための施策を総合的に推進することとしております。

次に、項目の2から8につきましては、具体的に県立劇場が実施していく業務について記載しております。

2、質の高い事業の実施では、県立劇場で実施される事業につきまして、特色のある自主企画事業の実施に努めること、3、普及啓発では、質の高い実演芸術に触れる機会を提供し、日常的に人々が集い、自由に文化芸術に触れる場所となるよう努めること、4、専門的人材の確保及び資質向上では、専門的スタッフの確保及びスタッフの資質向上に努めること、5、関係機関との連携強化では、関係機関との連携に努め、県内文化ホールへの指導的役割を果たすため研修の機会を設けること、6、経営の安定化では、多様な財源の確保、公演実施者及び鑑賞者の拡大に努めること、7、安全管理、公演実施者及び鑑賞者の安全確保に努め、緊急時には避難所としての役割を果たすように努めること、最後に8、適切な評価基準の設置と事業評価の実施、翌年度計画への確実な反映でございますが、県民の視点に配慮した自己評価を行うとともに、県が実施する事業評価の結果を事業計画に反映することを明記しております。

この運営方針は、先ほど御審議いただきました熊本県立劇場条例(案)の規定に基づくもので、今回の条例について御審議いただいた後、同条例とあわせて施行を予定しております。

今後、熊本県立劇場は、当運営方針に従い、地域の文化拠点として、また県内の他の文化ホールの牽引役として県とともにその役割を果たし、本県における実演芸術の振興に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

ふるさと五木村づくり計画基本計画の見直しについてをごらんください。

去る2月3日、五木村振興推進対策本部で承認されました基本計画の見直しの概要について御報告します。

まず、1の基本計画の概要ですが、このふるさと五木村づくり計画は、議員提案により制定されました熊本県五木村振興推進条例に基づき、平成21年9月に五木村と県が共同で策定したものです。今年度は、10年の計画期間の中間点となる5年目となります。

次に、2の見直しの必要性ですが、五木村振興推進条例の附則2で「この条例の施行後おおむね5年を超えない期間に、社会経済状況の変化等を勘案して、この条例について必要な見直しを行う」とされています。

これまでの取り組みで、観光客数の増加、情報通信基盤の整備、高齢者福祉の充実など、一定の成果が得られています。しかし、少子高齢化や加速化に歯どめがかかっておらず、村は依然として厳しい状況にあると認識しています。このため、村の生活再建は道半ばとして、条例自体の見直しは行わず、5年間の社会経済状況の変化等による基本計画の見直しを行うこととしました。

次に、見直し内容についてですが、A3横の資料、ふるさと五木村づくり計画基本計画の見直し概要により説明をさせていただきます。

見直し内容、今後の主な取り組みの2つの欄をごらんいただきたいと思えます。

見直しは、社会経済状況の変化を踏まえた修正と成果が十分でないものの強化という2つの観点で行っております。

まず、社会経済状況の変化を踏まえた修正ですが、計画策定後5年間で新たに生じた事柄をチャンスと捉え、基本計画に新たに位置

づけることとしました。上から順に申し上げます。

まず、働く場づくりの水没予定地等の最大限の活用ですが、村では、3者合意により水没予定地が地域振興に活用できるようになったことを踏まえ、今後、水没予定地に多目的広場、観光農園、キャンプ場等の観光交流施設を整備することとしており、観光交流人口の拡大に取り組んでいくこととしております。

次に、くまもと県南フードバレー構想を踏まえた取り組みの推進ですが、フードバレー構想策定以降、県南地域に企業の農業参入や6次産業化の追い風が吹いております。五木村においても、薬草の生産等新たな取り組みについての協議が進んでおり、今後企業の農業参入等に前向きに取り組んでいくこととしております。

その下の起業や企業誘致等による産業づくりの推進ですが、地元の食品加工業等の設備投資や、雇用拡大が進みつつあることや、村が企業誘致に前向きに取り組んでいるということから、これまで明確な記載のなかった商工業の振興を新たに基本計画に位置づけ、雇用の維持、創出に取り組んでいこうというものです。

次に、再生可能エネルギーの導入促進では、豊かな水や森林といった資源を生かし、小水力発電や木質バイオマスの導入を進めてまいります。

小水力発電の売電収入は、村の地域振興に活用し、また、温泉施設に設置する木質ボイラーは、燃料コストの削減に活用するとともに、村内の間伐材を使用することによって、森林保全のシステムを構築することとしております。

次に、暮らしづくりの山村景観の保全と形成では、観光振興や山村文化の承継の一環として、水没予定地や集落における景観保全に取り組んでまいります。

その下は、これまで取り組んできたものの、成果が十分見られていないものの強化です。

暮らしづくりの移住・定住促進の体制整備と対策の強化ですが、人口減少に歯どめがかかっていない状況を踏まえて、雇用と住居をセットにした移住、定住の受け入れや空き家の改修、村営住宅の整備を進め、人口減少の緩和を図っていこうということにしております。

また、最後に、ひとつづくりの村づくりリーダーの育成ですが、これまで以上に村民の村事業の企画段階からの参加を促し、村民が主役になった地域振興に努めていくこととしております。

以上で説明を終わります。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

その他資料の8番、天草エアラインの状況報告でございます。

A4縦3枚つづりのものがございます。1ページをお願いいたします。

まず、エアラインの現在の運航状況でございます。

このグラフは、棒グラフが利用者数になっております。赤の三角がついている折れ線グラフが利用率、緑の折れ線グラフが就航率でございます。

平成22年度、構造検査や天候不良等で大きく就航率、利用者数とも落ち込んでおりますが、25年度、これは見込みでございますが、昨年の機体のデザインリニューアルあるいは地元の利用促進策の効果等が出ておまして、25年度は増加傾向にございます。利用者数に至っても、4年ぶりに7万人台を超える見込みでございます。

1ページお開きください。2ページをお願いいたします。

エアラインの就航に伴う効果でございま

す。

天草地域の唯一の高速交通機関としまして、移動時間の短縮効果は非常に大きいものでございまして、地域住民の社会活動、経済活動を支えております。

大きく3つに整理しております。まず1つ目、時間短縮効果でございます。天草—熊本都市圏間で110分、天草—福岡都市圏間に至っては190分の時間短縮効果がございます。

2番、住民のライフラインとしての効果でございます。ここで1つ特徴的なのが、天草エリアにあります多くの医療機関等のお医者さん等の通勤等の足で使われているという実態がわかっております。トータル30名程度のお医者さん等が年間で560回の利用をされているということでございまして、まさにライフラインになっているということでございます。

3点目、地域振興への効果でございます。天草エリアに向かう企業等の新たな進出やあるいは既に企業活動を行っている企業の継続、あるいは首都圏等からの誘客等、交流人口の増加等に大変貢献しているところでございます。

3ページ目をお願いいたします。

エアラインの経営状況でございます。

天草エアライン、就航以来、経費削減や増収対策に継続して取り組んではきていますところでございますが、整備費に至っては3.3倍になるなど、運航コストが大変高どまりしております。天草エアライン経営状況は大変厳しゅうございまして、安全・安定運航に必要な整備費、この整備費につきまして、県と地元市町で支援することで収支のバランスを保っております。

1つ目の表が収支の状況、21年度から25年度見込みまでの5カ年の状況、真ん中の表が整備費の支援の状況でございます。県の負担額、地元の負担額、一番下がそのトータルの支援ということでございます。直近で、年間

平均2億8,000万円ほどの整備費の支援をしている状況でございます。

1つおめぐりください。

今後の課題と方向性ということで整理しております。

天草エアラインの今後としまして、「路線を支える」から「路線を活かす」ということで整理をしております。単に赤字補填をして支えるということから、地域の資源として積極的に活用する、そういう方向性で向かいたいと考えております。大きく3点、課題の整理をしております。

まず1点目は、機材の更新でございます。

現有機材で運航継続する際には、先ほど御説明いたしました、整備費の高どまり、あるいは現在の機材は、もう既に同型機は平成21年度に製造中止になっておりまして、部品の供給等のサポート体制が弱まってきております。今後長く飛ばすということでありましたら、安全・安定運航の確保を図るためにも、機材更新ということにつきまして、早期に結論を出す必要があるということで整理しております。

2点目、利用促進の強化でございます。

1番、2番等で御説明しましたように、交通インフラの現状あるいは天草エアラインの就航効果等を考えますと、当面、同地域に航空路線は必要であると、このように考えております。ただ、今後は、単に路線を維持するためでなく、この路線存在をしっかりと地域振興や地域の将来のために積極的に活用していく必要があると考えております。

例えば、世界遺産候補地の崎津天主堂を生かした旅行商品の造成、あるいは台湾等海外からの誘客に向けた商品の造成、あるいは昨年大成功となりました世界サンタクロース会議等の大規模イベントとの連携によります誘客対策、あるいは地域の産品等を航空物流に生かす可能性の検討等、しっかりしていく必要があると考えております。

3点目、他のエアラインとの連携、また、支援策の拡充という点でございます。

大手エアラインとのコードシェアあるいは同じような機材を有している他の会社との部品の共同保有等、これを運航コストのさらなる削減のためにも、さらに積極的に強化していく必要があります。

また、国におきましても、地方の航空支援方策のパッケージを打ち出すなど、地域の航空ネットワークの支援に動き出しております。地元としましても、さらなる支援制度の拡充等を国等へ働きかけていく必要があると考えております。

5ページでございます。

先ほど説明いたしました機材更新の検討案として、3案たたき台を書いております。

まず、一番右側をごらんになられてください。

③DHC8-Q100と書いております。これが現有機材と同じ型式でございます。通称ダッシュ8と言っております。この現有モデルの中古機を探してくるという案でございます。

機材購入に係る費用は比較的低うございまして、移行訓練も不要ということでございまして、一方、先ほど御説明しましたように、既に製造中止となっており、メーカーのサポート体制が弱まっていくこと、これは避けられない。また、現有機材と同程度以上の機材を探すのはなかなか厳しいのではないかと、こういう専門家の意見もいただいているところでございます。

一番左をごらんになられてください。

①ATR42-600と書いております。これは全く新しい機材でございまして、これは現在も活躍している機材でございまして、日本への導入の事例はまだございません。旅客数としましては、現有機材よりも10人程度座席数がふえるということで、新たな旅行商品等はつくりやすくなると。一方、導入コストは

かなりの高額になるということでございます。

真ん中②でございます。D o 228と書いてございます。これはドルニエという通称の機材でございます。これも新造機でございますが、これにつきましては、国内の利用実績がございます。調布飛行場から伊豆大島等を中央航空が飛んでいる事例がございますが、これにつきましては、現有機材の約半分の旅客数ということでございます。導入コストは比較的安く抑えられますけれども、与圧装置がないと。与圧装置といいますのは、飛行機が高く飛ぶ際に気圧を調整する装置でございます。これがないと高い高度が飛べないということで、長い区間を飛ぶのにはなかなか現実的ではないということでございます。また、一方、座席数が減るということでございまして、一定のコスト減はできるものの、収益も大きく減少するというところでございます。

現在、この3つの案をたたき台としまして、地元市町、天草エアライン等と、専門家からの意見も交えながら、機材の更新をどうするかということについて協議をしている状況でございます。早期に結論を出す必要があると考えております。

交通政策課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 ちょうど地震、津波の時間を過ぎまして、私の中には今追悼のバロック音楽が流れよるわけですけども、そこで県立劇場コンサートホールですが、もう大分何回もかんかいも言ったけれども、パイプオルガンですけども、これはその後何か検討ぐらいしてくださっているんですかね。県立劇場はコンサートホールが売りだけでも、ま

だ一人前じゃないわけですよ、あるべきものがないということで。その後。

○吉永文化企画課長 パイプオルガンに関する御質問でございます。

これにつきましては、委員のほうから、平成23年本会議において御質問がございまして、それに対して知事のほうから、多額な費用と長期の工事期間ということで、緊急性の高い工事を優先したいという答弁をしておるところでございます。

県立劇場は、御案内のとおり、もう30年経過して、かなり方々の施設が劣化しておるということで、今年度、先ほど御審議いただきました予算案につきましても、エレベーターあるいはトイレあるいは調光設備、シャンデリア、それらを緊急性の高いもの、それから要望の強いものを順々にやっておるところでございます。

御質問のパイプオルガンでございますが、パイプオルガンの設置は、確かに施設の格、それからまた、それに対する一部の方の非常に要望もあるわけでございますが、当面は、県立劇場は、緊急性の高い工事を優先して設備改修に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 平成23年本会議で私取り上げさせていただいたけれども、最初は沢田時代、そして細川、福島と、3代の知事で取り上げているんですね。それで、なかなか進みませんが、平成15年に期成会みたいなやつから署名簿が出ているんじゃないですか、請願みたいなやつが。記録は残っているんですかね。

○吉永文化企画課長 請願が出されております。平成18年に、県立劇場を愛する県民有志の会から県議会へ請願されて、19年も、あわ

せて県議会へ請願されております。何人か県議の先生方が名を連ねて。20年2月議会で継続審査になったんですが、平成21年3月議会で請願者が請願を取り下げ、議会において撤回許可ということになっております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 10万ほど集まったんでしょ、署名がですね。

それで、私としては、ぜひ蒲島県政のもとで実現してほしいなと思っております。お金は、貧乏人の私からすると多額ですけども、経済界とかいろんなところから集めて、民間からですね。署名が10万も集まった実績があるから、県民、特に音楽愛好家を初めとして、県民に呼びかけりゃお金は集まりますよ。私はあんまり出せないけどね。

○山口ゆたか委員長 御意見としてお預かりします。

○鬼海洋一委員 今の県劇の条例制定については、法改正があったというのが最大の理由ですけども、しかし、それにしても、県劇や市町村など、意見交換やシンポジウムなどに精力的な取り組みをいただきまして、こういう状況で運営方針が出たということについては高く評価をして、皆さん方の努力に、その労を報いたいというふうに思います。

ただ、これが、さっきもこの方針案の中でも出ておりますように、貸し館だけではなくて、この劇場というのは、人々がともに生きるきずなを形成するための地域の文化拠点だと、文化の広場みたいなそういう役割を担うんだということが理念に出てきておるわけですが、ぜひそういう努力を県劇にやっていたくようをお願いしたいというふうに思いますけれども、しかし、同時に、これまでの貸し館、もちろんこれまでもこれはやられてきた課題ですけども、具体的にこういうぐあ

いに条例として制定されるということになれば、県劇そのものも、活動というのはこのことによって大きく縛られる、縛られるというか、義務づけられるということになっていくわけですね。

先ほどの予算のものに関連するわけですが、予算は前年から200万ぐらいアップしたというお話、これはもう消費税の問題ですよ。ですから、ほとんど変わらない状況で推移してきているわけでありまして、恐らく来年度に向けては幾らかの予算として裏づけも出てくるというふうに思うんですけども、そういう具体的な役割を担わせるということになれば、予算面としても、ぜひそのことを可能にするような状況をつくっていただきたいというものをまず要望しておきたいというふうに思います。

それから、実は、この県劇が、熊本県下の文化の創造であり、あるいはこれまでの継承をしていくという役割を担うんですが、県劇だけでは担えないですよ。やっぱり地方の文化ホール、文化事業というのを市町村は持っているわけですから、これとどうリンクをさせていくのか、そういう意味での県劇が、リーダーとしてどういう役割を果たすかということがあわせて非常に大事になってきたというふうに思っています。

ところが、地方の文化ホールというのは、既に御承知いただいているというふうに思いますけれども、指定管理者制度になっているんですね。しかも、これは指定管理者制度の契約期間というのが3年ぐらいのところもかなり実はあるわけでありまして、そして、地方の文化ホールのこの指定管理者制度の指定の一番大きな要素というのは金額ですよ。ですから、その文化ホールが、どう芸術的な、文化的な活動をするという実績を上げているかということも非常に大きな要素でありますけれども、一番問題なのは、金額がどう安いかということが次に継続されるための一

つの非常に大きな要件になっているようでありまして、そうなる、なかなか本当我々が真に求める文化活動というのが、そういう文化ホールを通してやっていくことは非常に難しいんじゃないかと。

だから、そういう意味で、せっかく今回県劇の非常に多面的な活動の範囲ということについて条例として決められたわけでありまして、地方の文化ホールにどうそういう理念を浸透させていって、同時に協力していただいて、そしてネットワークをつくっていくかということも含めて県の大きな役割ではないのかというふうに思っております、そういう意味で、今もし展開されていることがあるとすれば、あるいは今後このことを契機にそこまで具体的にどうやっていくかという課題について、ぜひお話をいただきたいと思っております。

先ほど、この本予算の中に、新たな芸術文化発掘事業ということで、金額は400万でありますけれども、事前にいろんなアーティストあたりと話してみても、物すごく喜んでおります。そういうものをやっていただくことが我々にとって励みだということで非常に期待をされているわけでありまして、そういうものもこの事業の中で作り出していくという意味では、極めて大きな、文化という意味での新しい一歩ではないかというふうに思っておりますので、その点をもう少しお話しいただければと思います。

○吉永文化企画課長 まず1点目は、今回の運営方針に伴いまして、今後も予算についての要望ということで委員のほうからお話が合ったわけがございます。非常に貴重な御示唆ということで、ありがたいと思っております。

2点目の公立文化ホールとの、他の地方ホールとの関係でございます。

まず、今回の運営方針が策定される以前の

ことについてお話ししたいと思います。

平成24年から、第3期指定管理期間に県立劇場は入ったわけでございます。その際に、1つ項目が追加されました。それは何かといいますと、県内の地方の公立文化ホールとの連携強化という項目、そして、それに伴って——まあ、これのためだけではないんですけども、管理委託経費も文化事業費として200万円プラスアルファされております。そういったことで、この運営方針ができる前から、県としては、県立劇場の指導的役割を非常に重く考えておりまして、他の県内の地域文化ホールへの指導的立場、指導性を発揮するようにということで、これまでたびたびそういった活動をやってまいりました。

特に顕著な例が、県立劇場の文化事業の中には2つ、創造拠点事業と普及拠点事業というのがございます。その創造拠点事業の中に、他の文化ホールとの連携、ネットワーク事業というのがございます。それはどういうことかといいますと、まず1つは、技術的な支援、人の交流ですね。それから、技術、設備の一部の貸与、そういった技術的な交流、そしてもう一つは、より実質的な中身で共同公演、共同企画、そういったものがございます。実は、平成25年も、そういった共同企画による事業を地方の文化ホールと一緒にやっております。先ほど委員のほうから、なかなかそうはいつでもお金の問題があつて、地方はかなり厳しいんだという御指摘がございました。それにつきましても、いわゆる経費面についても、共同公演という形で、一緒にやるという形でネットワーク事業の中で展開してまいりました。

さらに、今回、この運営方針を立ち上げました。先ほど御説明した中で、この5の関係機関との連携強化ということで、ほかのホールとの連携強化をさらに強めるように明定しております。そういったこともありまして、26年度の新たな事業として、ネットワーク事

業でさらに5件、他の地方の文化ホールとの共同公演を今予定しております。

そういった形で、技術面、それから予算面、それから企画面で、県立劇場は30年の歴史を持ちますので、県内の他のホールの牽引役として、これからも大きな役割を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 まことにありがたい取り組みをいただくわけですが、何回も申し上げますように、市町村長のこういうものに対する理解、まあいい機会ですから、やっぱり地方の文化ホールの運営、そしてまたそれにかかわる指定管理者、こういうものを選択するという意味でも、これからの文化であり、芸術の継承、発展、そういう意味における役割ということについて御理解いただけるような、そういう取り組みをぜひ県のほうで指導していただきたいと。まあ、指導と言うといかぬですかね。そういうものを共通理解いただくような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

○吉永文化企画課長 今鬼海委員のほうからお話がありましたけれども、県立劇場は、県内に地方ホールの連絡協議会、県公立文化ホールの協議会というのがございまして、かねてからその会長館であったわけでございますけれども、このたび運営方針もできて、そういった形で横の連携を広げると。熊本県全体が一つの実演ホールのようなイメージで、これからもそういった協議会等も通じまして県全体の実演芸術の底上げに努めてまいりたいと思います。

○大西一史委員 天草エアラインのことで御報告がありましたけれども、これで1つ、今後の課題と方向性のところで、機材更新というのが一番直近では大きい話かなと思いますけれども、これは早期に結論を出す必要があ

ると思うんですけども、いつまでに結論を出す必要があるのかということが1点。

それからもう一つは、機材についてなんです、今3つの選択肢があるけれども、それ以外にはないのかどうかということと、この表を見る限りで、この1番のATR42-600というのが何かよさそうに——費用面を除けばですね。よさそうに見えるんですけども、ここの利点で、今後国内他社で導入が見込まれるというふうになっているとのことですが、これは何社、何機ぐらいということかというのが2点目。

それと3点目は、これは県費で全部買うのかどうかということですね。

それと4点目が、リースという選択肢があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった選択肢は検討されていないのか、その4点をちょっとお聞かせください。

○中川交通政策課長 まず1点目、早期の時期、いつごろを見込んでいるかということでございます。

お手元の資料の4ページ目、機材更新の中の表の一番上に、現有機材の経年化というのがございます。ここの丸の2つ目に、平成27年度には重整備が集中するというところで書かせてもらっております。この時期に——今非常にざっくりな数字でございますが、かなり大きな整備、部品の交換等が重なりまして、6億4,000万程度が想定されておりますので、ここをこのまま整備をしたほうがいいのかどうかということを見きわめる必要があるということでございますので、平成26年度できるだけ早い時期には結論を出す必要があるのではないかと考えております。時期の点、まずそれが1つでございます。

次、2点目、5ページに示しております3つの案以外にも、代替の機材はないのかというお尋ねがございました。

まず、この②のドルニエというタイプと同



じような機材、旅客数を持っていますツインオッターというのが実はもう一種類ございますが、これも全く国内に今現在飛んでおりませんので、これは20人程度のサイズのものの代表としてこのドルニエを今書かせてもらっております。この機材のほうが、今中央航空を飛んでおりますので、動きが容易ではないかということから、こちらを代表して書かせてもらっております。

また、この更新以外にも、例えば他のエアラインに運航委託をすとか、そういう案も当然ございます。これもちゃんと検討しておりますが、これはずっと検討している過程で見えてきましたのが、他のエアラインに運航委託をする際にも、新しく機材を購入して、この機材で飛んでくださいというパターンが現実的なようだというところが見えてきて、それであるならば、みずから更新するほうが自由がきくのではないか、それだけの投資をするのであればと、そういう話を今地元とはしております。今2番目のお尋ねのこの案について、最終的にどうするというのはまだ結論は出ておりません。

3番目にお尋ねのありましたATR42の利点の部分でございます。

今私どものほうで整理している優位性のところで、国内他社の導入を記載しております。今、天草エアラインと同じモデルあるいはこの派生機種で飛んでいるものがございます。一番近いところでは、長崎のORCが2機保有しております。もう1つ、少し離れていますが、琉球エアコミューター、私どもRACと呼んでおりますが、ここで派生機種も入れて5機所有しております。この同じ機種だけでも7機ございます。このほかにも、地方のコミューターでいきますと、例えば北海道のHACなんかも、これは全然違う機種でございますが、非常に時間がたっている機種、機齢が古いものを持っているところがございまして、地方のコミューターは、私ども

のエアラインと同じようにして機材更新の時期を迎えているというのは間違いございません。

この中で、この5ページの一番上のほうに、滑走路1,000メートルと書いております。ここが一つ大きな前提条件となります。私どものエアラインのように、短い滑走路が前提条件になるところといいますと、今お話ししました中から少しは限られてくることになるということでございます。

次に、費用の負担のお尋ねがございました。

費用の負担につきましては、現在地元としっかり話をしております。この機材更新の費用以外にも、導入することに伴うコストというのが発生することも考えておりますので、そのトータルの中で、地元と県との間でどういう費用負担した方がいいかというのを今後整理する必要があると考えております。

また、リースという方法ももちろんございます。これも、一括で購入するのとリースでやる場合とを比較する必要があると。それは、導入する際の財源をどうするか、どういう財源が充てられるか何かということとあわせて整理する必要があるかということで、これもまだ検討案としては当然残っているということでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 大体中身はわかって、要はもう26年度の早い時期にはこれは結論を出さなきゃいけないということですから、これは県だけで決められる話ではないし、エアラインのほうで決めることなんだろうけれども、ただ、前提として、このダッシュ8を購入したときには県費で買っていますよね。だから、そういう意味では、もともと飛行機自体県が購入をして、それですべて運営したにもかかわらず、なかなかこういう利用状況とそれから経営状況であるということは、普通は

あり得ない航空会社なわけですよ。

だから、今後のことをやっぱりいろいろ考えていく中で、いろんな展開、これはかなり厳しい状況の中で考えていかなきゃいけないんだろうけれども、そういうリースも含めてなんだけれども、要は何でほかの航空会社とのかを聞いたかということ、やっぱり共同運航であるとか、そういったことを相当視野に入れて、あと、その機材繰りとか、それから整備とかでも、1機だけじゃもうどうにも回っていかないでしょうというのがそもそもあるわけで、そういったところを見通して機材更新をしていかないと、県費でこれはかなりの部分負担せざるを得なくなってくるだろうということが予想されるので、その点はよく慎重に、いろんな情報をとってやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 定住、移住、これは先般にも、熊本県に住みたいという方、20何番目から5位ぐらいになったということで、大変喜ばしいと思うんですけども、一応あれはアンケートということで、アンケートが果たして本当に住んで、移住したいのかということにはつながらないんじゃないかなど。我々も、じゃあ海外はどこに行きたいかなんていうときにアンケートをとったら、いろいろカナダに行きたいとかなんとかなんと勝手に書いてやるんですけどもね、行きたいところを。それが、即定住、移住につながるかということにはならないと。

とするならば、やっぱりそれ相当のメニューを何か示していかないと、よそから引っ張ってこようと思っても、なかなか来ないと思うんですよ。よそもこういう人口減少が熊本県と一緒に進んでいるわけですから、どこの県もやっぱり躍起になって同じようなこと

を考えてくるということになれば、ただ単に来てくださいますとか、協議会をつくっている市町村と連携を組みながらというけれども、きちんとした、本当に来てためになるというか、来る人が喜んで来れる何かいいメニューを提示しないと、やっぱりその辺は無理じゃないかなという感じがするんですが、その辺はいかがですか。

○吉田地域振興課長 先生まさに御指摘のとおりでございます、これまでも熊本県におきましては、ポータルサイトもつくっております。あと「くまもとくらす」ということで、総務常任委員会の皆様にも配付させていただきましたあの冊子であるとか、あとは他の部においても、U・Iターンを促進するような取り組みをやってまいりました。

そういう意味で、非常に移住、定住の個別な施策については頑張ってやってきたつもりでございますけれども、まさに委員御指摘のとおり、移住者なんかにお話を聞くと、一生懸命なのはわかるけれども、我々とすれば、住まい、暮らし、子供をどうするか、そういうところをやっぱりセットで考えている中で、縦割りの情報の窓口だとなかなかしんどいとか、そういうお話もいただいているところでございます。

そういった意味では、県だけじゃなく、市町村、あとは民間ですね。よく住まいがないというふうな御相談もいただきますが、実際住まいはあるわけで、住宅はあるわけで、その情報がばらばらになっているところを、今回、我々としましては、まず1つは、移住者の方への相談窓口の一元化ということ、県庁もそうですし、市町村のほうでもお願いをして、そういう窓口の一本化、1本の窓口で住まいや就労、あとは教育の問題も御紹介できるような窓口をちゃんとつくっていきましようということで促進させていただきたいなところが1つ目でございます。

す。

2つ目は、我々施策推進する側として、当然行政だけではできない部分もあるということで、今回、不動産団体とか、ほかの民間の企業も含めて協議会をつくって、その中で忌憚のない御意見もいただいて、戦略をつくって、紙でつくったことをやるだけでは終わらず、来年度以降も、民間の御意見とかも踏まえて、やるべきことをどんどんそこで推進していく、議論して推進していくと、そういうことをやっていきたいなというふうに思っております。

○高木健次委員 どこにそして来てくれる人を絞るかもあると思うんですね。誰彼呼んで来て下さいとって、例えば非常に社会福祉とか医療とかかかる方がどんどん入ってこられても、まあ、いろいろな分野で生産能力のある、どちらかといえば若い人たち、家族等呼び込めるような、その辺の、何といひかな、方向性もやっぱり出していかないとはいけないんじゃないかなと。誰彼入ってこられて、それだけがいいという部分じゃないのかなという感じがしますから、その辺は、吉田課長、しっかり頑張ってください。

○吉田地域振興課長 基本的にやはりターゲットを絞ってやっていくというのは非常に大事だと思っております。今回、我々のほうも、基本的にはどういう方に来ていただきたいかというのは各市町村の御判断になろうかとは思いますが、今回、戦略の別紙ということで、各地域の取り組みのイメージというものを実はつけさせていただいております。当然、各市町村さんには、これに縛られるものはないですが、やはりベースがないと御議論できないと思いますので、ちょっとイメージをまとめさせていただいておりますというふうな形でまとめさせていただいておりますので、そういったものをベースにして、今

後、各地域において、どういう方をターゲットにやられるのか、そして、自分たちの務めはどういうところにあると、移住者へ向けて、そういうのも御議論いただいて、県もそこにしっかりと寄り添って支援をしていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 この移住促進戦略、私は早い時期に本会議で取り上げて、北海道が大々的にやり始めて効果を示したという例を示して、熊本でもぜひこの戦略を練るべきであると。あれからかなりたってやっつきさ——熊本は、自然増は極めて少ない、また他県に出る人口が多いということで、報道でもあったとおりでございますけれども。

だから、私は、このペーパーはもちろんいろいろ考えておられると。しかし、各市町村は、もっと早い時期から取り組んでおられますし、いろんな細かい、市町村に定住を図ろうということではいろんな施策を打ち出しておられますけれども、県内でも特色ある取り組みもあります。あと、民間でも努力をされています。あとは県がどのようにコントロールしながら効果的な促進を図るか。これは長期的な視点じゃないと、なかなか短期的には効果はあらわれませんので。しかし、もう各県全部、努力を早い時期から始めておるわけでございます。県がおくれたとは思っておりますけれども、こういう戦略がやっつき出てきたということもうれしいことでございますけれども。

私は、やるというのはやっぱり財政的な支援が一番だと思っております。あとは、各市町村、民間がやっておられることを、いかに県がコントロールしながら総合的な観点から促進を図るかという、短期間に効果は難しいと思いますけれども、特色ある取り組みの展開をしていかないかぬと思っております。

その辺の、まあ財政的なものは何もここには出てきておりませんが、今後、そう

いう財政的な面も含めて、これを実行していかれるのか、その辺のちょっと決意をお聞きしたいんですが。

○吉田地域振興課長 財政的なというと、市町村に対するということですか。

○氷室雄一郎委員長 いや、これに対して県がどうかかわっていくか。何もこれだけで済むわけじゃないわけでしょうから。

○吉田地域振興課長 まず、戦略についてでございますけれども、これまでも本県においてはやってきたわけではございますが、今回総合的な取り組みをより推進するというところで戦略を策定させていただきました。

実は各県におかれましても、総合計画等で移住・定住施策を位置づけられている県は数多くございますが、移住、定住に特化した戦略ということになれば、本県で6県目だったと思っておりますが、九州では初めてという形になってございます。

我々とすれば、先ほど申し上げましたが、計画をつくって終わりということにはとどまらず、しっかりと今後も民間、市町村の方々と意見交換をしながら、施策を踏まえて、当面は夢チャレ等既存の地域づくりの予算がございまして。そういった中で、移住・定住施策の関連の予算もふやしてやっていこうというふうに思っておりますが、必要に応じて、予算面も含めて、今後の展開を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○氷室雄一郎委員 予算面もしっかり確保して、まあ長い取り組みでございまして、長期的な展望の上から、少しでもこのプランが生きるように、取り組みをお願いしておきます。

○山口ゆたか委員長 お預かりします。

○大西一史委員 ちょっと時間も大分たった中で、申しわけない。1つ、熊本県における条例等の制定指針を御説明いただいたけれども、これはもう本当によくまとめていただいたなと思っています。実は、平成20年6月の代表質問で、私、これをやってくださいということを行ったんですけども、約6年ぐらいかかってやっとこさこれはできたわけですが、こういう要綱であるとか、こういった条例の整備というのは、やっぱり本当に意識してやっていただかないと、かなり5年前に聞いた段階で、これは整理ができてなかったという現状がありますので、要は指針ができた後が、これからの大事であって、そういう意味では、各部各課、いろんなルールをそれぞれつくられる中では、基本的には、これに書いてありますように、条例等に移行していくということは、積極的に移行していくということが重要なんだろうというふうに思いますが、この辺の整理をきちっとやっぱりしていただくということと、そういうホーム意識を、感覚をしっかり持ってやっていただくということ、これは答弁は要りませんので、要望しておきます。

それともう1点、第2期のくまもと「夢への架け橋」教育プランの策定で、これは私学振興課長に聞くべき話かどうかちょっとわからないんですけども、裏の4ページ目の子供たちの夢を育むという、このミッションのところの家庭教育支援にしっかり取り組みますということでの目標値が書いてあるんですが、くまもと家庭教育条例の認知率の21.5%を60%ということなんですけれども、これは単に条例を知っているというだけでは何もならないわけで、この認知率を上げるということも大事なんですけれども、それ以上に、やっぱり条例への理念とか、それを理解する、そして、具体的な家庭教育の課題を認識してもら

うというところが一番重要なところですので、これは多分教育警察委員会のほうでいろいろ議論されていくというふうに思いますが、そういう意見があったということを、ぜひこれをつくる担当課のほうにも伝えておいていただきますように、意見として申し上げておきます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議事は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後3時30分閉会

○山口ゆたか委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、橋口副委員長を初め各委員の皆様におかれましては、熱心な審議を通じて委員会の運営に御協力を賜りましたことに、厚く感謝申し上げます。

また、各部署長初め執行部の皆さんにおかれては、我々の審議に対して、迅速かつ真摯に対応いただきまして、より円滑な総務常任委員会の運営ができたものと思っております。重ねて感謝申し上げます。

本年度をもちまして、企画振興部で言えば内田総括審議員、人事委員会においては鷹尾事務局長、公務員課長の與田課長、そして監査委員事務局においては本田事務局長、そして富永監査監、議会事務局においては長野事務局長、そして新政務調査課長、7名の方退職なされます。長年にわたる県政に対する御貢献、まことに御苦労さまでございました。

今後とも、県勢発展のため、お力添えいただければというふうに思っております。

最後になりますが、本日参加の皆さんの今後ますますの御健勝と御多幸、御活躍をお祈りして、委員長としての御挨拶とさせていただきます。

1年間ありがとうございました。（拍手）

○山口ゆたか委員長 そして、副委員長から御挨拶を申し上げます。

○橋口海平副委員長 1年間、山口委員長のもと、支えることができたかどうかは疑問ではありますが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻いただき、大変ありがとうございました。

また、執行部におかれましては、真摯に対応いただき、本当にありがとうございました。

今後とも、皆様方とともに、県がさらに発展していきますよう祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

○山口ゆたか委員長 それでは、長時間にわたる御審議ありがとうございました。大変、執行部の皆さん、お疲れさまでございました。終了いたします。

午後3時32分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長